

平成26年第1回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月10日（月曜日）

議事日程（第3号）

平成26年3月10日（月）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
総務課長	計良孝晴君	総合政策長	大橋幸喜君
行政改革課長	清水忠雄君	世界遺産推進課長	石山勉君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	藤原淳君
交通政策課長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君

稅務課長	原 田 道 夫 君	環境對策長	名 畑 匡 章 君
社會福祉課長	深 野 まゆ子 君	高齢福祉課長	佐 藤 一 郎 君
農林水産課長	渡 辺 竜 五 君	觀光振興課長	濱 野 利 夫 君
産業振興課長	羽 生 靖 君	建設課長	金 田 一 則 君
上下水道課長	和 倉 永 久 君	學校教育課長	吉 田 泉 君
社會教育課長	小 林 泰 英 君	兩津病院院長	塚 本 寿 一 君
消防長	深 野 俊 之 君	危機管理幹事	本 間 聡 君
庁舎整備備幹	鈴 木 一 郎 君		

事務局職員出席者

事務局長	源 田 俊 夫 君	事務局次長	中 川 雅 史 君
議事調査係	齋 藤 壯 一 君	議事調査係	太 田 一 人 君

平成26年第1回（3月）定例会 一般質問通告表（3月10日）

順	質 問 事 項	質 問 者
1	<p>1 市長の施政方針に「佐渡の豊かな自然の恵みを生かした付加価値の高い産業おこしと、佐渡の魅力を活かした観光等交流人口の拡大によるにぎわいの島づくりを中心に据え、成長力の底上げを図る」とあるが、具体策を問う</p> <p>2 新保川ダム事業の推進経過を問う</p> <p>3 平成25年度予算に計上した地域資源活用調査・実証事業の経過を問う</p> <p>4 両津港埠頭地区開発事業について</p> <p>(1) 運営について問う</p> <p>(2) 建物を生かす意味でも、海の駅やみなとオアシスとしての位置づけができないか</p> <p>5 少子化対策の一環として未満児の預かり人数を増やせないか</p> <p>6 伝統芸能保存事業において不適切な支出があったと報道されたが、その真相を問う（その団体に道義的責任はないのか、債務不履行に当たらないか）</p>	笠井正信
2	<p>1 地域防災リーダーの活用について</p> <p>2 消防団の処遇改善について</p> <p>3 「防災減災に資する国土強靱化基本法」に伴う佐渡市の取組みについて</p> <p>4 若者の就労支援について</p> <p>5 消費増税に伴う「簡素な給付措置」、「子育て世帯臨時特例給付金」の実施について</p> <p>6 ふるさと納税の活用について</p>	山田伸之
3	<p>1 佐渡漁業協同組合西浦出張所使途不明金問題 現在までに判明した事件の内容と市の指導監督責任について説明を求める</p> <p>2 畜産支援は農業振興の喫緊の課題 黄信号～赤信号の畜産業は、現況を正確に把握した上で、実効性のある緊急的対策と長期的対策を策定し、即実行すべきである</p> <p>(1) 高千家畜市場維持のための出荷増頭策</p> <p>(2) 生産農家に対する短期的、長期的な増頭支援策</p> <p>3 指定管理者制度の問題点</p> <p>(1) 指定管理者制度導入の適否判断はあるのか（B&G、美術館、温泉、テニスコート等）</p> <p>(2) 市が民間譲渡した施設が営業中止となったことについて、市の責任はないのか。また、施設の今後の取扱いについて聞く</p> <p>(3) 指定管理者制度導入期間中の管理指導の規定はあるか</p> <p>(4) 赤字施設への管理費等の判断基準は（市民の娯楽や健康維持による福祉の増進、介護予防及び医療費減少との関係等も考慮したか）</p>	村川四郎

順	質 問 事 項	質 問 者
3	<p>4 合併後のイベント（ハード）中心の行政について 打上げ花火より線香花火を選択すべき</p> <p>(1) 合併後、打上げ花火型の事業で走り、今なお、放漫経営が続いている</p> <p>(2) 人身一体へのソフト面のきめ細かい施策及び配慮が不十分なのではないか</p> <p>(3) 職員の労働環境に対する配慮も不十分である（例：庁内の照明、音楽、職員給与）</p>	村 川 四 郎
4	<p>1 佐渡市将来ビジョンと職員賃金引下げ等について</p> <p>(1) 平成25年4月1日より市職員の賃金は県人事委員会に準拠していると聞 が、賃金等に与える影響は何か</p> <p>(2) 職員組合に正式提案する前になされた賃金引下げの新聞報道について</p> <p>(3) 今回の賃金引下げの労使交渉の経過は</p> <p>(4) 政府はデフレ脱却、消費税増税対策として経済団体に賃金引上げを要請し、 財界団体はこの要請を受けベースアップの容認も含め労使交渉をしているこ の時期に、市職員の賃金を引下げる根拠は何か</p> <p>(5) 佐渡市将来ビジョンでは平成25年度72億9千700万円の人件費を平成31年 度までに62億8千万円とし約10億円削減する目標を定めているが、その内訳 について説明を求める</p> <p>(6) 佐渡市将来ビジョンで平成31年度の職員数を1,176人（うち特殊事情とし て普通会計で158人の増、公営企業会計で7人の減を考慮）としているが、 この扱いはどうなるのか</p> <p>(7) 財政計画では年度ごとの人件費の目標額が決められている。職員の賃金は どのように決まるのか。その根拠について説明を求める</p> <p>(8) 平成25年度末の定年退職者及び希望退職者はそれぞれ何人いるのか</p> <p>(9) 総務省は合併算定替終了後の交付税算定を見直す方向性を示しているが、 その内容は</p> <p>(10) 佐渡市将来ビジョンでは平成31年度までに交付税70億円削減を想定してい るが、その後変化はないか</p> <p>(11) 両津・相川病院において看護師等の流動が懸念されるが、病院運営に問題 はないか</p> <p>(12) 年金支給年齢が順次繰上げされ65歳になると聞かすが、その内容は（平成26年 3月31日で退職する人は61歳になるまで年金が支給されない）</p> <p>(13) 4月からは消費税が3%引上る。国も約5兆5千億円の補正予算を組み、 景気を刺激して経済が腰折れしないよう対策しているこの時期に市職員の賃 金を下げるということは、国の方針に逆らうだけでなく、市の経済を沈没さ</p>	大 森 幸 平

順	質 問 事 項	質 問 者
4	<p>せてしまうので、4月1日からの実施は中止すべきである</p> <p>2 人材確保・職員のモチベーション等について</p> <p>(1) 職員の中には役職につきたくないとの声があると仄聞するが、実態はどうか</p> <p>(2) この2年間で約120人の職員が退職を予定している。その原因は何か</p> <p>(3) 職務職階制度の問題はないか</p> <p>(4) このままでは来年度以降もこの傾向が続くと思うが、どう考えているか</p> <p>(5) 平成26年度予算等で忙しい中、国の経済対策への対応もしなければならぬ。この傾向はここ数年続いている。予算規模は大きくなり、職員に想像以上の負担がかかっているものと推測するが、実態はどうか</p> <p>(6) 希望退職者数が異常である。人材育成・人材確保について佐渡市将来ビジョンでは、「本市の産業や地域の活性化には、産業横断的・客観的な視点を持った人材が不可欠であると同時に、地域産業に精通した人材が不可欠である。このため、島外の企業や大学との人材交流の促進や、島外企業や先進地域への研修を通じ、あらゆる分野での企画力、指導力のある人材の育成を推進する。」としている。市職員にもこのことは求められているが、せっかく育てたとしても、いざ、活躍してほしいときに退職したのでは絵に描いた餅となる。いま市が早急にしなければならないことは、市発展のために職員が一生懸命働ける環境を作り、定年まで頑張ってもらうことが一番大切と考えるが見解を問う</p> <p>3 メンタルヘルス等について、以下の説明を求める</p> <p>(1) ストレスとは何か</p> <p>(2) ストレスの原因は</p> <p>(3) ストレスのサインとは</p> <p>① こころのサイン</p> <p>② 体のサイン</p> <p>(4) ストレスのサインに気づいたときの対応は</p> <p>(5) 心の病気の主な種類は</p> <p>(6) メンタルヘルスの意味は</p> <p>(7) メンタルヘルスケアとは</p> <p>(8) 企業における法的義務はあるか</p> <p>(9) 企業におけるメンタルヘルス対策の目的は</p> <p>(10) 厚生労働省が平成12年8月に発表した「事業場における労働者の心の健康づくりの指針」とは</p>	大 森 幸 平

順	質 問 事 項	質 問 者
4	(11) 厚生労働省が平成18年3月に発表した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」及びこの指針に基づく佐渡市の実施状況は (12) 佐渡市役所の職場環境等の把握と改善の管理監督者は誰か (13) 相談者への対応はどうしているか (14) 本人へ「心の健康を気づかせる」ための対応は (15) メンタルヘルスからみたうつ病の捉え方は (16) 新型うつ病、微笑みうつ病、仮面うつ病とは (17) パワーハラスメントの定義とは (18) パワーハラスメントが発生する職場の特徴とは (19) ストレスモデルとは何か。また、その種類は (20) 職場でストレス測定を実施しているか (21) メンタルヘルスをなくすための佐渡市の重点的取組みは	大 森 幸 平

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをいたします。

笠井正信君の一般質問を許します。

笠井正信君。

〔7番 笠井正信君登壇〕

○7番（笠井正信君） おはようございます。トップバッターとして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。今回の一般質問は、6点を質問させていただきます。

まずは、市長の本年度の施政方針に佐渡の自然の恵みを生かした付加価値の高い産業興しと、佐渡の魅力を生かした観光等交流人口の拡大によるにぎわいの島づくりを中心に据え、成長力の底上げを図ると言われましたが、具体的に聞きたいと思います。

では、平成24年度の施政方針に地域の特性、持続性を生かした地域資源の発掘や再評価をし、それらに付加価値をつけることによって新たな雇用の場を確保し、生産から販売までの一本化や農商工連携、異業種交流を推進するなど、産業同士の連携をできる体制整備をし、産業間生産波及力の向上を目指した付加価値の共有化が必要であると言われました。また、平成25年度の施政方針には元気な佐渡を取り戻す新しい取り組みを本格化し、一本立ちしていく正念場として、限られた財源で市民が本当に必要としている施策を選択しながら、日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指すと言われましたが、市民にこれらの話や施策が市民に感じ取られたのかどうかを聞きたいと思います。

2点目です。新保川ダムの推進経過を聞きたい。さて、新保川ダムの要望書を閲覧してみると、平成12年10月、県庁の河川開発課の主査が新保川水系の役員を集めてダム再開発計画の説明に来島しました。国府川の改修は終了し、新保川もほぼ改修が終わり、現在のダムを再利用して水道、下水道、農業用水の確保と被害防止、また常時河川に水を流してきれいな河川にしたいとのことで、地元関係者に説明と協力依頼がありました。地元の方々も同意し、調査費、用地買収等で13億等が一気に投入されていきました。国の脱ダム宣言等があり、遅れをとったことも考えられるが、早急に事業を推進してもらいたい、安心して生活できることを強く希望しているという要望書が出されました。その計画の経過を聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

3番目に、平成25年度予算に計上した地域資源活用調査及び実証事業の経過を聞きたいと思います。さきの私の一般質問の市長の答弁書を確認いたしますと、バイオマスの問題につきましての答弁は「佐渡は広大な森林があり、また竹林もあることで、やはりこれらを活用することが非常に重要だと考えている。今まで本当に規模の小さい実証はやってきたが、なかなか前に進まず、本年度は地域支援活用調査実証事業があり、里山を中心とした森林資源によりバイオマスエネルギーの活用があるゆえ、東京農業大学、ゼネコンの清水建設等と連携し、この計画を策定し、進めたい。内容は森林・山村多面的機能発揮交付金を

活用して、さらにバイオマス発電プラントを視野に入れ、計画を策定している。このバイオマス発電については、東北電力の社長、副社長からおいでをいただき、ぜひその輪に乗って一緒に前向きにやっという話をされたと言われます。また、バイオマス産業都市構想、この構想をつくることによって国からの支援というもののメニューがいっぱいあり、それらを活用して一日も早く佐渡全体、山、竹林等々をきれいにしたい」と言われましたが、このことの経過説明をお聞きしたいと思います。また、平成25年度の予算2,225万2,000円の使い道はどういった使い道をしたのかどうかをお聞きしたいと思います。

4番目です。地域からも懸念があります両津港北埠頭開発の進捗状況は。いま一度運営について聞きたいと思います。説明をお願いしたいと思います。また、あの建物を生かす意味でも昨今の都道府県はどこでもやっている海の駅もしくはみなとオアシスといった位置づけを考えられないだろうか、それも聞きたいと思います。日本古代における海の道は、国内航路として日本海側は博多から隠岐、宮津、敦賀、魚津、両津、酒田、十三湊に至る日本海ルートがあった背景があります。今述べたとおり、古代からの歴史的な観点から見ても、両津港は船の航路港としての役割を担ってきたところでもあります。これらを鑑み、このほどの佐渡インフォメーションセンターを活用し、日本海に浮かぶ佐渡島の表玄関に両津マリニレジャーの重点基地として位置づけることも考えられるがどうか。提案です。また、総合的に考えると関東整備局が推奨しているみなとオアシス制度も魅力的な企画であります。みなとオアシス制度は、港においての人々のにぎわいや交流を創出する港の施設のうち一定の要件を満たす施設を関東地方整備局長がみなとオアシスとして認定、登録し、国がその広報活動を支援することにより港の施設の利用促進を図り、港を核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じた地域の活性化に資することを目的とするとうたっております。何とか今の計画もさることながら、施設活用を図ることを考えていただきたいが、市長の所見を伺いたいと思います。

5番目ですけれども、少子化対策の一環として未満児の預かり人数をふやせないかを聞きたいと思います。このほどの施策方針に現在在園する3人目以降の園児に対し、全額免除している保育料を県内では初めてとなる2人目以降の園児まで拡充するとされたのは高く評価したいと思います。かつて3歳児神話の影響もあり、子供が3歳になるのを待って母親が職につく傾向にありました。平成22年度版働く女性の実情によれば、形は徐々に変わってきているが、今でもM字型カーブが存在し続けているのが背景にあると思います。やはり佐渡市でも未満児の対応をおろそかにしてはいけないと思うが、その実態と対応策はどうか、考えられるか聞きたいと思います。

最後に、今も紙面に問題視されている伝統芸能保存事業において不適切な支出があったと報道等がありましたが、その真相を聞きたいと思います。平成26年2月13日の某新聞の紙面を読んでもと、この実行委員会に負担金返還命令と大きな見出しが載っておりました。総務文教常任委員会の意見としては、負担金の全額返還や実行委員会の解散を検討すべきだとする意見が多数出たと言われます。返還金額など処分の確定は持ち越された。また、昨年度事業は一部残っており、同課は終わるまで続けたいとしたが、委員会では事業の停止や負担金の全額返還を求める声上がり、補助金交付は市がきちっと審査をできなかったと指摘がありました。課は一度持ち帰りたいとの内容でしたが、その後の経過を聞きたいと思います。また、仮に金額が返還されたとしてもその会に道義的責任はあるのかどうか、また約束をしたことをやらなかったとなれば債務不履行とならないか、損害賠償として請求ができないか、まずもってこういったこ

とが利益誘導的な要因として見え隠れしていないか、NPOの肩書で迂回し、利益誘導的な面が、その他にも市民から上がっております。私が懸念していることは、今佐渡は大事なときなのです。それは、世界遺産として認定されるかどうか大切な時期なのです。こういったことは甚だ遺憾で、他の純粋に活動されているNPOの方々もいらっしゃいますので、さきに言いました関係あるNPOは一旦この際原点に立ち返り、会員の中に迂回利益、自社の利益誘導的な面が見られるような方がいたら排除をこの際求めたいが、関係各位に市民からの声として受けとめてもらいたい。

市長には前段の質問についてお答えください。よろしくお願いたします。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、笠井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、市長に就任してから2年間ですが、高付加価値型の産業を育成することによって外貨を獲得するということと、もう一つは観光における交流人口の拡大によって佐渡に大勢来ていただいて佐渡にお金を落としていただくと、この2つが基本であるということを申し上げ、そのことについて今までやってきたところでございます。特にその結果といたしましては、6次産業化あるいは企業の第二創業化の推進、さらには国際的あるいは学術的証明を基本といたしましたブランド化販売戦略ということを進めてまいりました。民間企業におけるおけさ柿とか米粉を活用した商品の開発、あるいは異業種の参入による豚の生産とか竹肥料の製造、あるいは棚田サポーター制度の創設により棚田米の販売、そして島外の百貨店やホテル等の企業への販路拡大という点におきまして成果が出ておることは事実であります。新年度は、これらに引き続き、さらに高付加価値化に取り組むとともに、一層の販売戦略に力を入れまして、今までのものを定着、拡大をさせていきたいというふうに考えているところであります。そのため、行政、企業、関係団体が一体となった営業活動を行うチーム佐渡というものも立ち上げたところでありまして、今後もこれを中心として一層努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。また、観光面におきましては佐渡観光の一番問題、弱点でありますリピート率の向上、さらには宿泊数を拡大すること、こういうことを図る、これを大きな目標といたしまして、ホテルなどでの地元食材の活用、あるいは研修等による従業員の資質アップ等々をこれから進めてまいりたいということでございます。我が佐渡におきましての観光は何としても宿泊満足度の向上と単価アップ、これを目指していかなければならないということでございます。

次に、新保川ダムの問題であります。ダム事業継続の決定以降、県と市では事業推進の支障となるところの共有地の取得につきまして、これまでの個別対応から地縁団体に土地の名義を移転してから用地取得をするという手法に切りかえたところであります。現在も地元の協力を得ながら準備作業を進めているところであります。県によれば、現在県下で先行している建設中のダムが2カ所あり、この竣工が平成30年代の中ごろだということでございますので、新保川ダムの着工につきましても同時期の見通しだということも聞いておるところであります。市といたしましては、治水対策はもとより、利水の観点から早急に整備が必要という認識でございまして、今ほど申し上げました用地取得に関する県で助言を行うとと

もに、県に対して早期着工がされるよう引き続き強く要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、地域資源活用調査及び実証事業でございます。本事業は、竹林の整備、木質バイオマスの事業化調査、もみ殻の活用実証等を進めてまいったところであります。そのうちの一番大きな部分の竹林の整備につきましては、森林・山村多面的機能発揮交付金を活用いたし、モデル地区を7地区選定いたしました。面積は64.6ヘクタールの竹林、森林整備を実施いたしており、その中で東京農業大学とエネルギー利用に向けまして基礎調査を実施いたしておりまして、その結果、熱利用を柱として化石から木質エネルギーへの転換を目指すバイオマス産業都市構想策定事業化調査を進めているところでございます。資源量、導入設備、施設の詳細調査から現在事業計画を策定しているということでございます。来年度につきましては、この規模をふやしまして面積を91ヘクタールの竹林、森林整備を予定しているということでございまして、そういうものを通じながら竹林、林等の活用ということを、例えば庭先集荷によるタケノコの活用というようなことも今検討いたしておりますし、もみ殻の固形燃料につきましてもこれから佐渡の竹材と混合した新たなものの開発ということも進めておるところであります。さらに、現在東京大学を中心といたしますCOI、センター・オブ・イノベーションの計画によりまして、佐渡における自然エネルギーを活用したエネルギーのベストミックスの策定も進めておるところでございまして、単なるかけ声だけでなく、真のエコアイランドの実現に向けて、その出発点に立ち、今進んでいるという実態でございます。

次に、両津港埠頭地区開発事業につきましては、地中埋設物の撤去や型枠工事職人の確保、これに不測の日数を要したことから施設工事の進捗が遅れております。平成26年9月には完成をし、27年3月オープンということで今進めているところでございます。運営につきましては、市職員1名程度をここに常駐させること、こういうことを考えておりますが、施設の使用の受け付けあるいは来客への対応等々については民間への委託ということを考えて運営を今考えているところでございます。施設の利活用につきましては、当初から申し上げたとおりであります。佐渡の玄関口という立地条件を生かしながら、各種の国際会議あるいはシンポジウムの誘致、佐渡の文化、歴史、人物を紹介するための2階展示室にはいわゆる人間国宝等の企画展示も準備をいたしているところでございます。さらには、郷土芸能や料理教室などの体験イベント、これらによりまして観光客や、あるいは佐渡の市民に訪れてもらえるような企画をするということもございまして、また施設の内部におきまして佐渡産品の販売も計画をいたしているところでございます。ご指摘の海の駅あるいはみなとオアシスということでございます。実はこの建設中の施設の周辺の港湾施設につきましては、周辺の景観に配慮し、港を利用する関係者の厚生増進に寄与する修景厚生港区というふうに活用されておまして、従来からもそうありますが、海洋性スポーツを振興するための施設は保有をしていないということでございます。したがって、海の家を設置するための条件、これには合わないというのが今の現状でございます。したがって、海の駅とは別の交流拠点として、先ほども議員ご提案になったみなとオアシスの申請を計画しているところでございます。これにつきましては、今年度積極的に国と事前協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、少子化の問題であります。少子化の問題は、いわゆるお子様の年齢に応じた対策というものが必要であるわけでございます。特に女性等の若いお母さん方のアンケート等をお聞きいたしますと、一番整備をしていただきたいというのは保育園の問題で、約59%の方々がお答えをされているわけであります。

そして、もう一つは子育てが大事であるということ、あるいは大変だということを知りの人たちから認められてほしいというのが29%程度ございます。さらには再就職あるいは働く場所、こういうものの確保ということも約30%のご希望があるわけでございます。そういう意味では未満児を持つ保護者へのきめ細かな支援というのは大変重要であるというふうに認識をいたしているところであります。一方、佐渡におきましては児童数が年々減少しているわけでございますけれども、今ほど申し上げましたように保育園での未満児保育のニーズは非常に高まっております。今年度当初は623人を受けさせていただいております。年度末までに受け入れの児童数は162人ふえまして、合計で785人を受け入れをするということで今見込んでいるところでございます。特に人口が集中している地域におきましては、今申し上げました需要が非常に高いわけでございます。なかなかそういうところについては定員超過というようなことで、ご父兄の方々、保護者の方々のご相談を申し上げながら、第1希望の保育園に入所できない場合がありますけれども、そのような場合には次の保育園というようなことでご理解を得ながら現在対応をいたしているところでございます。なお、例年年度途中の入所申し込みというものが結構あるわけでございます。保育士が不足する場合には随時保育士を補充するなどして現在対応をいたしているところでございます。

次に、平成24年度の地方文化事業についてでございます。私どもといたしましても審査が十分でなかったという点については、本当に申しわけなく思っております。この場をかりましてお詫びを申し上げる次第でございます。この事業につきましては、実行委員会等といろいろ話をしているわけでございますが、映像の記録の編集とか資料編集、そういうようなもの等において不備があったということも明らかでございます。当然実行委員会におきましても自ら検証をしてくださいということでやっているわけでございます。そういう意味におきましては、私どもといたしましては佐渡市の補助金等交付規則に基づきまして、実行委員会に対し負担金の交付決定の一部を取り消して、負担金の返還を命じ、あわせて加算金を徴収するという手続をとったところでございます。なお、その後実行委員会におきましては自分たちのやったことについて申しわけなかったという反省のもと、その残りの部分についても自主的に返還をする、さらには当委員会についても解散をして、新たな視点でやり直すといいますが、出発をするということも伺っておりますので、そのように指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そういうことでひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今ほど市長から答弁いただきました。今年度の施政方針の中には、前段とまたいろいろと違う点がございます。昨年度の施政方針を眺めてみると、観光問題についてはリピーターということも出ておりますけれども、やはり満足度向上についてはホテル等を対象にしておもてなし講座や一流ホテルでの短期研修を実施するとともに、専門家によって品質評価と改善に向けた助言を行うというようなことをおっしゃいました。予算書にもこのことについて載っておりますけれども、やったのかどうか、その後の経過を聞きたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

おもてなしの講座のほうは、この3月半ばに予定をさせていただきます。それから、専門家によるホテル等への調査ということでございますが、これも実施いたしまして、報告書が今出てきておるとい段階でございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今おもてなし講座をやられたということで、結果を推移を聞きたいと思うのですが、それはそれとして、やはりそういうことが重要だということは市長は施政方針で述べられておりますから、どうか新しい新年度に向かっても強く求めていきたいと思っておりますし、本年度の予算書にはそういうふうな事柄が載っておりません。こういった事業については継続性……やらなければ、1度だけで済むということではないと思うのです。1度だけ聞いてそれがよくなるということは私は思っておりませんので、これは継続的にできるのかどうか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

昨年、平成24年からこれは始めているわけでありましたが、今ほど申し上げましたようにおもてなし講座等についても進めてまいりました。私は、実はこのおもてなしという点については、基本的にはホテル、旅館、そういう関係者が自主的にやるべきことだと思っているのです。ただ、その動機づけという形で行政でやらせていただきました。おかげさまでおかみさんのグループ等におきましてそういう動きに出ておまして、平成26年度の今回の予算の中には、それは予算として盛っておりますけれども、しかし自主的にやるというような話もしておりますので、そういう点では継続的にこれはやっていかなければならないものというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 予算書に載っていないのです。誰がどちらをやるのかわからないけれども、自主的にやられるということならそれはそれとしていいのですけれども、市長がそれだけおもてなしのあり方について予算書に載せながら今年度は載っていないということになると、やはり途切れたかなと私どもは感じるわけです。その点についてやっぱり危惧しておりますので、どうか予算書がなくても自主的においてもリーダーシップをとってやっていただくということを私は強く求めたいと思っております。

一番私が気がついたのは、前回の平成24年度には市長はこう言っているのです。民間の意見を聞く場を設け、市民の立場に立った政策転換の仕組みづくりをします。これは、民間有識者に企画段階でなく、実行部隊として参画をしていただき、進捗管理まで協働で進める仕組みを確立したいということを申されました。それで、佐渡の豊富な宝物を活用して自立できる島、若者が集う島ということで市長は全身全霊を込めて市政運営に当たりたいという決意を示されました。それで、その中で予算書が組まれておりました。予算書を見ると結構新規事業として載っております。商工業の振興については、起業チャレンジ支援事業、これは雇用対策官民協働委員会とか、新製品の開発につきましてはこれも同じ官民協働委員会の事業とし

て載っております。それから、着地型観光推進モデル事業につきまして観光振興と、これも官民でやると。宿泊魅力向上委員会も官民でやると。観光振興につきまして調査をしておりますけれども、先ごろ私も佐渡汽船に行ってみたら何やら男性が1人立ってアンケートをとっている様子を見ました。1人の方がそのアンケートをとってられるのだなという実感を持ちましたけれども、このデータ分析の結果、この金額についても830万という金額を上げております。そんなにかかるとかなという気がしておりますけれども、それから宿泊の魅力向上につきましても670万とか、モデル事業については490万、観光振興委託料にしても150万とか、大きいのは農山村体験推進協議会補助金800万と、ただただ金額をのせてありますけれども、市長が言われる、先ほど言いましたように企画段階から進捗状況とか、それを実証していくということ、本当にこれやりましたか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 官民協働委員会というのは、私ども佐渡市役所の行政の中だけで物事を進めるということとはなかなか困難である、民間の意見を取り入れて、民間の方々といろいろと相談をしながらよりよい佐渡というものをつくっていくためにどうしたらいいかという趣旨でつくったものであります。当然その中でご意見をいただき、それを私どもが実践をし、この実践に基づいて今どういう進捗状況になっているかということ进行分析をしながら新たな年の予算として組んだわけでございますので、当然そういう中で進めているということはやっているということでございますので、それを平成26年度の予算の中に反映をさせたと、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 言葉と予算書はわかります。いわばこれだけの予算をつけたわけですがけれども、費用対効果というのをやっぱり払わなければいけないわけです。その費用対効果についてはどういう意見を持っていますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 観光だけで申し上げますと、20年の空白があったわけです。20年間奈落の底に落ちるように120万からどんどん、どんどん落ちて53万まで落ちてきたのです。こういう中で予算を組んで、事業を組んでやっていく。では、それを組んだから次の年からすぐにカムバックするかってそれほど生易しいものではございません。したがって、我々がやっていることについて当然これからの市政においては費用対効果ということも当然考えていかなければならないけれども、それが1年でできるのか、2年でできるのかという、そんなに簡単なものではないということでございますので、その辺は前に向かって目標を定めてっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 予算というのは単年度なのです。こういう事業をやります、こういうことをやりますから補助金をお願いしたいというのが補助金制度だと思っております。その結果が出るということはやはり

単年度ですから、目指すのは当たり前のことで、その内容については継続するというのは、それはもちろんそれでいいのですけれども、では今年度につきましては官民協働委員会というのは消えております。それはどういう理由で消したのかお聞きしたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

今年度というのは平成25年度のことでしょうか。

〔「26年です」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（大橋幸喜君） 平成26年度、新年度につきましては制度を要綱を見直しまして官民協働推進委員会というふうに名称を変えまして、事業は同じことをやりますけれども、予算事業としては予算書には掲載されていないということです。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） これ市長が鳴り物入りで官民協働参画事業というのですか、民間の有識者の方々から意見等を聞いて、今行政でやっている人材ではなくて、やはり新しい風を吹くということでこれを入れたと思うのです。それなのに途切れてしまっているというようなことが懸念されます。やはり継続していくべきだろうと私は思うのですけれども、なぜ官民協働委員会が今年度は予算がないのですか。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明します。

予算書には官民協働委員会という名称では載っておりませんが、謝礼という形で官民推進委員会ということで継続して官民は続いております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） どうも合点いきません。市長の肝いりで民間有識者に企画段階で実行部隊として参画をしていって、進捗状況まで協働で進めて、その仕組みを確立したいということのお話がありまして、そして予算までつけてこういうことを官民一体になって行っていきたいということの指針が出ております。それについて予算がついて実行していくということのあらわれが出ていますのですけれども、今年度については一切それがありません。官民一体というのが予算書には全くありませんし、市長の施政方針にも全くあらわれておりません。このことは、やっぱり私は大変いいことだと思っていたのですけれども、さてきてその結果はどうなったのかなと思って不思議に思っております。そして、やっぱり懸念しております。この予算というものはどこへ消えたのかなと。これだけの予算をつけて結果が、私はさほど見えてはいないと思うのですけれども、先ほど見えました。継続的な意見等あると思います。芽出しということもあると思いますけれども、やはり1年度で結果を出すということもさることを考えていかなければいけないのかなと思っていますし、そしてもう一点、庭先集荷の仕組みをつくって元気な高齢者の農業参入を推進していきます、市長はこうおっしゃっていました。おじいちゃん、おばあちゃんが孫さんが来たときに

使うお金が年間十何万円というお話をして、その対価としてそれを払うことによって元気な高齢者を生けらせるというか、そういう仕組みをこさえていきたいというようなお話がございました。これにも予算がのっております。庭先集荷の実態、どのぐらいの利益がありましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） お答えいたします。

平成25年度につきましては、生産者のほうに入りましたお金のほうは40万円ほどでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 40万円ほど、これだけ声高らかに元気な高齢者のために農業参入をお願いしたいということでやっていた事業が、たったと言っではいけないのですけれども、40万しか利益というか、粗利がなかったというお話がありました。予算書に比べてこの40万円というのは大変低いと。どういうことでこういった金額になったのか、また問題点があるのかお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） 説明いたします。

庭先集荷につきましては、平成25年度からモデル的に実施をしております。畑野地区とか羽茂地区とか相川とかということでモデル的にやっておりますが、まだ生産者のほうも出し方についても勉強中でありまして、そのところを市のほうの職員と打ち合わせをしながら生産をしているところでございます。その中でシルバー人材センターのほうに集荷のほうをお願いしているところでございましたが、その関係もございまして、職員のほうとかで集荷をしたところでございます。ただ、これにつきましても支所、行政サービスセンターのほうにまたご協力をお願いしまして、来年度につきましてはこれを拡大してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今ほど課長の説明を受けましたけれども、やはり庭先集荷についてのコンセプトというのが私はちょっと間違っているのかなという気がしております。いわばふぞろいの野菜があるわけですね。それも買っていただけるということを前回ですか、私一般質問でやったわけですが、ふぞろいの野菜たちとしてストアで売っているところが成功しているところもあるのです。それから、庭先集荷、いわばそれはネーミングが違うのですけれども、お裾分け野菜ということでおじいちゃん、おばあちゃんがつくった野菜をお裾分けしてもらおうと、それを対価にして販売しているストアがございまして。やはりネーミングも一つ肝心かなという気がしておりますので、その点も踏まえて今年度はまた継続するということをおっしゃっていただきましたので、どうか地域の活性化、高齢者の活性化についてそういうことを努めてやっていただきたいのと、大量につくる必要はない、大量につくるということになると農林水産課がやればいいことで、そういった仕組みは、だから庭先集荷につきましては小規模でいいと思うのです。やり方によっては。そういうことを踏まえて考えていかないと、大量につくれといってもそれは無理です。それを

懸念しますので、どうかその際に当たってはちゃんと説明をして安心、安全な野菜を出してもらおうと。安全、安心というおじいちゃんなんて70以上、60以上の方々ですから、その年代に来れば自分たちが食べているものだから安心、安全な品物に間違いありませんから、その点を踏まえてやってください。

市長の方針の中には前回と今回とは大幅な見解の相違がございます。何か今回の施政方針としてはさらっとし過ぎるなという気がするのですけれども、これは財政事情によるのかなと思っております。そして、全体においては予算書についてはきめ細かな予算書になっておりません。前回については、非常にきめ細かな予算が載っておりました。そして、島民が一体感を持った観光振興とか収益向上を目指した事業本体の改善と顧客サービスの向上を両立させる必要があるというようなことも強くおっしゃっております。商工業の振興につきまして、異業種参入と異業種連携による事業の第二創業化の推進、農産物の生産等の付加価値を高めると、創出に向けての取り組みを支援するというを高く意識向上を図るというようなことをおっしゃっていましたが、この実態はどうでしたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） ご説明いたします。

起業チャレンジなどを利用した方が2名ほどおります。それから、新製品の開発支援事業につきましても6事業団体ほどおります。そのほかにも個人とか団体とか、そういったものの推進もかなり進んでおると思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 施政方針にはそういった事柄は書いていないですね。やはり継続性が足りない。

1回きりではない、そういうことを続ける、いいことなら続けていかないとやっぱり経営は成り立っていないという気がします。

時間がありませんので、2番のほうに移りますけれども、先ほど新保川ダムの推進経過を伺いました。県のほうでは進めていくということをおっしゃってくれておりますので、強く述べたいと思うのですが、新保川ダムというのは農業用水の利権しかございません。水道水がとれると農業用水が不足するために、当時の金井町では655トンしかとってならないという契約がありまして、そこで水道水をとられるのは困るということで、農業用水が不足するために町は補助金を出してさく井を約26本掘って農業用水の不足分を補ってきたというのが実態なのです。また、平成23年度は佐渡病院が水道水を使用するということが新保川からとれないので吉井地区の水道水の一部を使用するということが、しかしながら吉井地区の初めのさく井は枯渇してしまって、現在は2本目はさく井を使用して、いつ枯渇するかわからない状況になっているということも現状にあるということでございます。やはりダムができれば水源、全ての問題が解決するような気がするわけなのですけれども、ただもう時が流れてもう十何年もたってしまいました。その間温かい光を向けてもらえなかったのが大変残念でございますけれども、市長がおっしゃってくれましたように早々に緊急に協議をして推進を図って、県の同意を得ながら進めていくということもおっしゃってくれましたので、どうか佐渡のためにも、地域のためにもダムというのは必要なのです。佐渡は水をためることはできませんので、どうかひとつよろしく願いいたします。要望を述べておきます。市長の

答弁を信頼いたします。

3番目の地域資源活用調査及び実証事業の経過を聞きたいと思います。この事業については、予算が200万ぐらいつけてあったかと思うのですが、その内訳を聞かせてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

もともとこれ市の予算に加えて、年度途中で森林・山村多面的機能発揮交付金が該当になりまして、それで竹林のほうを整備した経緯がございますので、そこを含めてご説明いたします。予算の用途といたしまして、竹林の整備に約2,700万でございます。これにつきましては、国100%でございます。もみ殻の固形燃料の購入費、これにつきましては421万円、うち157万5,000円が国からの低炭素事業として事業採択を受けましたので、交付しております。あと、竹材の搬出委託、実証試験委託等が約50万円、バイオマス産業都市構想事業化計画策定における基礎調査、これが770万ほどになっております。その他、その基礎調査の段階の設計の調査、現地調査含めて約100万円程度という形で予算のほうを支出しているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 市長に答弁をお願いいたします。

では、山林の整備というものはどういうふうな計画をしていますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、竹林、山林を一緒にこれからやっていかなければならないわけでありまして、いずれにしても今荒れ放題になっているものをどうやって成敗をするかということがある。もう一つは、それは全然手がつけられていない。特に山林の場合の担い手というのは森林組合でございます。森林組合の方々が活性化するようにするためには、まず木を間伐、これをやっていかなければならないということが1つあります。そこから出たものをどうやって活用するかというのは、これは東京農業大学等いろんな事業を使ってやっているわけです。したがって、これから森林組合、今のところの六十何町歩、今度90町歩というものはごく一部の森林組合でありますけれども、森林組合に対してそういう意味でそれだけの補助金があるわけでありまして、大いに活用していただいてやっていただく、その出てきたものをどう活用するかというのは、いろんな事業の中で検討していくと、こういう2段階でやってまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 前回木質バイオマス発電を計画していきたいというようなお話がございました。そうすると、山の整理はできると。それで、山の水質がよくなるということも自然の成り行きではあるわけです。だから、発電をする事業によって雇用が生まれて、そしてまた売電ができて山が生きるということの仕組みが私は大事だと思うのです。ただ単に整備をするということは多大なお金がかかるわけです。前

回も言いました。そのためにこういった事業を起こしませんかと。でも、売電ばかりではペイできないし、付随した事業というものも必要になってくる。その熱量を生かしたハウス物をやったり、その熱を温泉に送るとか、遊漁センターに送るとか、そしてほかでは赤穂でしたか、その熱量で塩をつくって販売するというようなこともあわせて考えています。1つ私が感じているのは、いつも思うのですけれども、先進地視察ということをよくやります。なぜ佐渡島が先進地視察にならないのか。新しいことをつくる、それをやはり産業として生かしてくることによって我々がなぜ先進地になれないのかどうか疑問に思うのですけれども、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども申し上げましたように、今まで山は松くい虫があったり、あるいはナラ枯れがあったり、大変な状況でありました。竹林もありません。竹やぶばかりであったわけです。そこに何とか手をつけなければならぬという形で60とか90ヘクタールのものところに今手をつけ始めたわけがあります。したがって、そういう中でそれをどう活用するのかということはもちろん東北電力等とも話をしていますし、太陽光発電もありますし、水力もありますし、バイオマスも全て、その中でベストミックスをどうしていくのかということも研究に今入ったわけでございます。したがって、そういうものができ上がってくれば必ずや先進地になるだろうと、それを目指して今頑張っているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 太陽光発電については、これは設置するに当たってそれだけで済むのです。雇用が生まれてこない。その雇用というのがやっぱり大事なのです。働く場がないというのに。そういうこともあわせて私は言っているのです。バイオマス発電、山もきれいになり、雇用が生まれて、自然がもとへ戻ってくる。そういったことのサイクルが大事ではないかということで私は言っているのです、どうかせっかく東北電力の社長までおいでになって話をしているわけですし、東京農大の先生もおいでになっているわけですよね。東京農大の村上達哉先生はこうおっしゃっています。そういったことのバイオマス発電については、産業による雇用が生まれますよと、活性化をしていく有効な手段になるのだということもおっしゃっていますし、経済不況と木材流通の低迷により管理をされていない森林が活用されるということは多面的機能を維持することにつながるのだということを強く言っておりますし、こうしたことの利益を得るためにこういった仕組みが大事なのだと、やっぱりサイクルが大事なのだということを述べております。東京農大の先生方の意見を聞くということを行っていますので、村上達哉先生の論文を見てくださいればわかると思うのですけれども。デンマークのサムソ島というところに100%自然エネルギーを実現した島があるのです。これは、自然エネルギーを導入して100%自給を目指して取り組んできたということで、3月11日の地震におきまして日本の国民はアレルギーを起こしております。福島原発事故です。やはり日本でもエネルギーシフトの流れが加速して、さまざまな地域で取り組みを立ち上げようと目下検討しているわけですが、環境省のモデル事業に採用された地域は北海道、小田原、静岡、長野、徳島、高知、小浜の7地区は3月にそういったコミュニティーパワー会議を開いております。こういった取り組みをし

ている県、市がございます。こういうことを参考にして取り組んでいただければ大変ありがたいと思いま
すし、やはり知恵がないと先進地なんていうことは言えませんし、先進地視察の先なんていうことを言わ
れないと思いますので、どうか産業興しのためにやる気を出して地域を変えてもらいたいと思います。ど
うかよろしく願いいたします。

両津港北埠頭の進捗状況をお聞きしました。6,200万円予算書に出ておりますけれども、これも費用対
効果、ただあればいいと、あそこに展示場があったり、国際会議場があったりということもあるのですけ
れども、やっぱり市民からかけ離れている部分が大いにあります。果たしてあそこを利用してくれる観光
客の方々がいらっしゃるのかどうかというのは非常に問題があると思うのです。先ほど両津のマリンレジ
ャーというか、海の駅というものは非常につくるには困難だということをおっしゃいましたけれども、で
は市長が掲げているマリン船を呼ぶというのはどこにそういった施設があるのでしょうか。施政方針に載
っていますよね。どうですか、市長。言いましょうか。富裕層をターゲットとしたクルーズ船を誘致して、
国、県の協力を得ながら地域の受け入れ団体と連携して取り組みますということがうたわれておりますけ
れども、これについて聞きたいと思います。よろしく願いします。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

議員ご質問のクルーズ船に関しましては、昨年の11月に3会場、両津、相川、小木でクルーズ船誘致に
関する地元の意見交換会を実施してございまして、第一歩を踏み出したところですが、現在クルーズ船の
寄港に関しましては両津地区と相川地区、過去にも実績がございまして。来年度、小木のほうにもクルーズ
船が2回ほど寄港するような予定になってございまして。それから、プレジャーボートいわゆるヨット等の
たまり場、それから施設でございまして、現在小木のほうに海の駅がございまして。それと、同じく小木地
区の羽茂港区のほうにもたまり場がございまして、そちらのほうを活用している状況でございまして。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） プレジャーボートがそういった寄港をして地域の活性化になるということは大変う
れしい限りですが、やはり施設につきましては市民感覚というものをそこに取り入れていただきたい
と思っております。これは市の管理はいいのですけれども、経営母体、これは表に出すということ、い
わばNPOに出すというような考えがございまして。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

当面は市の職員を常駐させ、基本的には直営で行いたいと考えておりますけれども、いずれは民間事業
者に委託という形で運営したいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） やはり経営的なセンスとしては、市の職員より民間の方がいいのかなと思っており

ますし、地域を丸めて現状を把握しながらやっていただければいいかなと思いますし、このことについては市民は疑問に思っております。ああいった施設が本当に必要なのかどうかということをも不満に思っていますし、それを生かすために市民と一緒にあって施設を活用する、それこそみなとオアシス制度も活用しながら両津の表玄関については活性化を見てもらいたいと思いますし、にぎやかさ、交流をするということの一つはやっていただきたいと思います。

時間がありません。保育について伺います。未満児の受け入れについては、共稼ぎでないといけないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） 保育園につきましては、保育に欠けるという要件でございますので、そのようにお見込みをお願いいたします。共稼ぎのご両親は、もちろん保育に欠けるということでございます。

〔「入れる」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） はい、入れます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 共稼ぎでない方は入れないですか。預かれないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） 共稼ぎでなくても、保育に欠けるという就労の意欲があるというようなおご家族の方も対象となっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 先ほどの答弁の中に、地域によっては満杯になってほかへ行ってもらいたいということも言われておるということを聞きました。そういうことのないようにサポートしていただきたいと思うのですが、地域で預かっていただければ大変ありがたいという声も聞いております。ファミリーサポートセンターですか、そういったことも大事だと思うのですが、このファミリーサポートセンターの実態はどうなっておりますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） このファミリーサポートセンターというものは、保育の支援をできるという、そういう方と、それから保育に欠ける子供さんをお持ちのお母さんとの契約行為で行うものとなっております。こちらのほうも利用の実態がございまして、大変喜ばれております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 現状を把握しながら、これからありようというものを考えていただきたいと思いま

す。どうかひとつよろしく願います。

時間があと3分ほどしかありません。伝統芸能保存事業につきましては、先ほど市長が審査ができなかったという指摘がございました。このNPOにつきましては、この団体につきましては責任というものを感ずるということで、やめられた方がございます。でも、お金を返せばいいということで終わるのでしょうか。公金横領という言葉は私は言いませんけれども、そういった観点がひっかかるのですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

議員から質問のありました、いわゆる損害賠償云々という部分でございますけれども、そこにつきましては先ほど市長からも答弁ありましたけれども、今回返還を求めるに当たりまして市として加算金というものを徴収しておりますので、それをもちまして損害賠償のかわりという位置づけになりますので、それ以上のことは求めるということは考えておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 返せばいいというようなお話を伺いましたけれども、やはりこれは何かだまされたような気がしてしょうがないのです。そういうことがさきの先輩議員にもお話が出ました。補助金団体につきましては、精査してきちんとそれがなし得ているかというのはやっぱり見きわめないということでは起きると思いますし、ビッグフィッシャーについてもさきにお話ございましたけれども、この関連性はないのですけれども、そういうことの予算、ただやればいいということでペテン師に遭ったようで、5,000万円をどぶに捨てたような話をされるわけですから、これも同じようなことです。実態をよく把握してやらないと、ただお金をばらまけばいいというような気がしてならない。そうして責任は持たない、誰も何ら道義的責任はとらないというようなこともあります。これは市民が黙っていません、こういったことだと。それを審査するのが市なのです。市の責任もあると思うのですけれども、これは市長の責任はあると思うのです。やはり予算書をつけているわけですから、5,000万円もそういったところに垂れ流して、それで謝って済むという問題ではないと思うのですけれども、これはそういったお話はございませんので、申し上げない。そして、また議会もそうですけれども、そういうところをやっぱり見きわめてもらいたい。これは委員会で詰めてもらいたいので、委員会のほうにお任せしますけれども、あと1分ほどになりましたけれども、どうかもう少し精査して、責任の所在というものを明確にして、市民がわかるような答弁をお願いしたいと思いますし、またほかのNPOにつきましてももう一度原点に立ち返り、こういった利益誘導というような面がある方については除外をするということを求めたいと思いますが、関係各位についてはよろしく願いたいということで、これで時間になりましたので、よろしく願います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で笠井正信君の一般質問は終わりました。

ここで休憩といたします。

午前 11時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山田伸之君の一般質問を許します。

山田伸之君。

〔1番 山田伸之君登壇〕

○1番（山田伸之君） 公明党の山田伸之です。これより通告に従い、一般質問をさせていただきます。

甲斐市長は、平成26年度当初予算において4つの重点政策を掲げておりますが、そのうちの防災対策について何点か質問をいたします。まず、地域防災リーダーの活用についてお聞きします。市は平成25年度、地域防災リーダー育成事業として防災士養成研修を実施して、その修了者及び防災士資格取得者を地域防災リーダーとして認定、登録し、各地域に配置して活動させることにより、地域防災力の向上を図ることとしました。この事業により、何名の防災士を輩出することができたのか、市内全地域に防災リーダーを配置することができたのか、その実績を聞きます。さらに、今回認定した防災リーダーを市の防災力向上のためにこれからどのように活用していくのか、その計画についてもお聞きします。

続いて、消防団の処遇改善についてお聞きします。昨年12月の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、消防団の処遇改善と装備の拡充が図られることになりました。この法律では、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。具体的には階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、全階級で一律に5万円を上乗せするほか、報酬、出動手当の引き上げについては各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴です。この法律を受けて、市は消防団の処遇改善にどのような取り組みをするのか、現在の市消防団の年額報酬や出動手当はどのようになっているのかとあわせてお聞きします。

続いて、防災、減災に資する国土強靱化法における佐渡市の取り組みについてお聞きします。防災、減災分野に集中投資を行うことで国民の命を守る社会インフラの強化を大きく進めるとともに、需要や雇用の創出にもつなげるという公明党の防災・減災ニューディールの主張を反映した防災・減災等に資する国土強靱化基本法が昨年12月、国会で成立しました。17日には、同法に基づき、国土強靱化推進本部の初会合が開かれ、巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を免れるための政策大綱が決定し、防災、減災の取り組みが本格的にスタートしました。その政策大綱では、①、人命の保護、②、国家の重要機能維持、③、国民の財産、公共施設の被害最小化、④、迅速な復旧、復興を基本目標として規定し、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめています。今後は政策大綱をもとにより詳細な国土強靱化基本計画をことし5月に策定する予定であり、さらに同時期には都道府県、市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援も開始される予定です。すなわちこの法律には地方公共団体などに対し計画策定や施策についてその責務が明記されています。途中省略しますが、第4条では、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとあり、第13条では、

都道府県または市町村は当該都道府県または市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができます。以上のように各地方自治体でも地域計画の策定、実施の責務が定められていることから地域の実情を踏まえ、災害から住民の生命を守るために佐渡市は計画策定をどのように考えているのか、どのような取り組みを行うのかお聞きします。

続いて、若者の就労支援についてお聞きします。厚生労働省は、ニート、15歳から34歳の若者で仕事についておらず、家事も通学もしない人等の働くことに悩みを抱えている若者への職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業について、平成24年度の実績を発表しました。地域若者サポートステーション、通称サポステは若者支援の実績やノウハウを持つ地域のNPO法人などが運営しており、平成25年5月現在、全国に149カ所あります。サポステでは、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより就労に向けた支援を行っています。平成24年度は全国116カ所のサポステ利用者のうち前年度比20.9ポイント増の1万4,713人の進路が決定し、その数は年々増加しております。佐渡市においても昨年8月に三条地域若者サポートステーションのサテライトとして佐渡サテライトが開設され、ニート支援の取り組みがスタートしました。ことし1月までの6カ月間の実績として、相談件数が延べ205件、進路決定者数は25人に上り、その内訳は就職が22人、職業訓練が2人、進学が1人となっております。着実な成果を上げています。これもひとえに佐渡サテライトのスタッフの方の並々ならぬご尽力のたまものであり、深く敬意を表します。ですが、佐渡サテライトの現状は大変厳しいものがあります。スタッフはたった1名、事業費も本来自治体が措置すべき支援もないため、一部はスタッフの持ち出しで行われています。この問題について、私は昨年9月の一般質問で佐渡市としてサポステ佐渡サテライトの支援を求めましたが、今回の当初予算にどのように反映されたのか、また市はこれから若者支援をどのように進めていくのかお聞きします。

続いて、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金についてお聞きします。4月から消費税が8%に引き上げになるに当たり、低所得者への配慮が不可欠であるとして支給が決まったのが臨時福祉給付金すなわち簡素な給付措置です。また、公明党は簡素な給付措置の恩恵を受けられない中堅所得者、中でも食費や養育費などさまざまな出費がかさむ子育て世帯に対する支援策が必要だと主張し、子育て世帯を対象に子育て世帯臨時特例給付金も実施されることになりました。公明党は、消費税増税に際し、食料品といった生活必需品の税率を低く抑える軽減税率の導入を一貫して訴えております。佐渡市においてこの給付金の実施主体は佐渡市ですから、それぞれの給付の対象者、給付額、そして申請の手続方法、給付の時期はどうなっているのかお聞きします。

続いて、ふるさと納税の活用についてお聞きします。佐渡が一島一市になって10年、合併特例期間が終了し、これから地方交付税が段階的に減少していく中、徹底した歳出の見直しが必要不可欠ですが、あわせていかに歳入をふやしていくのか、税収をアップさせるかも当然取り組まなければならない課題です。その一つのポイントにふるさと納税があると考えます。ふるさと納税は、自分のふるさとの自治体や応援したい都道府県及び市区町村に対して寄附をすると寄附金額のうち2,000円を超える分について所得税が寄附した年から、住民税は翌年度から控除される制度です。寄附金は地域活性化や産業、教育振興など各自自治体の行う事業に充てられますが、寄附者はこうした事業の中から寄附金の使い道を指定することもできます。もちろんふるさと以外の自治体にも寄附が可能で、複数自治体に寄附しても構いません。この制

度が開始してからことして6年になりますが、これまでの実績について総務省は昨年制度開始以来初となる全国調査を実施しました。都道府県と市区町村合わせた寄附件数が2008年の約5万件から、2012年には約12万件となり、2013年度は過去最高の納税額を記録する自治体が相次ぐなど着実な広がりを見せています。そこで、佐渡市の過去の寄附件数と寄附金額の推移と今後いかに納税額をふやしていくのかの取り組みについてお聞きします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 山田伸之君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、山田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私どもの一番の役割は、市民の安全、安心を守ることです。しかしながら、これを守っていくために行政だけではなくて住民と行政が相互に連携し合いながらやっていくということが最も重要でございまして、そのために地域における防災対策の指導的な役割を担う地域防災リーダーを育成してきたところでございます。この方は、地域から推薦されました方を市が地域防災リーダーとして認定登録した上で、いわゆるリーダー設置要綱の第3条にも書かれてあるわけでございますけれども、地域や自主防災組織において防災に関する主体的な活動を展開してもらいながら、その活動を市と地域が相互に連携して支援すると、こういう狙いがあるわけでございます。この地域防災リーダーとして認定登録する要件として防災士の資格を取得するということになっているという制度でございます。今年度は、7月と1月に2回実施をしたわけございまして、市内各地域から大勢の参加がございまして、143人の防災士が資格を取得しているということになります。市としましては、このうち地域から推薦を受けました95人を認定登録をいたしたところでございまして、先般8日に認証式を行ったところでございます。今後これにつきましては、来年以降も継続をしまして、全体で300人の地域防災リーダーの認定登録を目指しているところでございます。

消防団の件でございます。消防団は、地域防災の中心として大きな役割を果たしておることです。しかしながら、当市におきましても高齢化や人口減少が進行しているということ、こういう問題があるわけございまして、今ほど申し上げました防災リーダーの養成を図るとともに、消防団員が地域に密着した活動ができる環境整備を進めているところでございます。議員ご指摘の昨年12月の臨時国会におきましてこの法律が成立をいたしたわけでありまして、日本全国こういう条件下にあるという形でこの法律が成立したものというふうに認識をいたしているところでございます。そういう中で当市における消防団員の退職報償金につきましては、当市においては新潟県市町村総合事務組合に消防団員等公債事務を共同処理委託をしております、一律5万円の支給額の引き上げを行う予定となっているところでございます。報酬なり出動手当につきましては交付税措置がされるわけでありまして、市消防団の報酬につきましては一般団員で年額2万5,000円、出動手当につきましては出動区分によりますけれども、最高額で5,000円の費用弁償支給という形になっております。ただ、これは交付税の単価を下回っているわけでございますけれども、この報酬なり手当とも県内においては上位2番目の額となっているところであります。これらの交付税の単価というのはあくまでも標準的な単価でありますけれども、今後消防団員の報酬なり出動手当に

については他市の情勢を見ながら判断をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、国土強靱化法でございます。市の国土強靱化の地域計画、これは策定になるのですが、については基本的には国の基本計画との調和を図る必要がある。したがって、国及び県の計画を踏まえ、これと一体的に、あるいは参考にしながら策定することが必要であるというふうに認識をいたしているところであります。策定に当たりましては、市の重要課題であります空港や主要港湾の整備はもとより、あらゆる角度から検討を重ねて、防災、減災に資する社会資本整備を施策として上げていかなければなりません。そのような中、現在国土交通省北陸地方整備局、県防災局及び佐渡地域振興局との間で、伊豆大島で発生したわけでありまして、土砂災害をハザードとして設定をしまして、市内における被災や避難の状況をシミュレーションをしたわけでありまして、そういう中においてそれぞれの機関でそれぞれの立場でどのように対応していったらいいのか、あるいはどのような連携を図っていったらいいのか、またそれに対してどのような社会資本整備が必要かという観点、こういう意味から今協議を定期的に行っておるところでございます。これらの協議結果も踏まえまして独自に災害に対する脆弱性の評価を行いながら地域計画に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

若者就労支援でございます。サポステ佐渡サテライトへの平成26年度の支援策と、こういうことでございますが、相談者対象へのセミナーあるいは体験、あるいは各種職業訓練にかかわる講師への謝礼、あるいはそれらに必要な消耗品を計上しているというのが1点でございます。もう一つは、キャリアコンサルティングが1名という実態でございます。非常に有効な実績が上げられているわけでございますので、そういう意味ではこのコンサルティングが1名というのは非常に問題であると、いろんな付き添いで事務所を離れるということもあるわけでございますので、それらにつきましては1名分を予算として計上させていただいたわけでありまして、今後体験なり、あるいは講師の紹介など、いろんなことを含めまして三条と連携をしながら事業を進めてまいりますし、今後は特に平成26年に設置をいたします子ども若者相談センターとの連携を強化するとともに、ハローワークなり、あるいは三条と連携、調整をしながら雇用につなげてまいりたいというふうに考えております。

臨時福祉給付金の対象者でございますけれども、市町村民税が課税されていない者のうち市町村民税が課税される者の扶養親族などや生活保護の被保護者などを除いた給付対象者1人について1万円を給付することになっているところであります。また、高齢基礎年金受給者や児童扶養手当の受給者などには1人につき5,000円が加算をされるというものであります。また、子育て世帯の臨時特例給付金につきましては、児童手当受給者のうち臨時福祉給付金の受給者を除いた対象児童1人につき1万円を給付することとなっているわけでございます。まず、申請手続につきましては臨時福祉給付金は申請書などを対象者に郵送をいたします。返信用封筒を同封いたしますので、それに基づき申請書を返信用の封筒に入れて提出をするといういわゆる郵送申請、それからもう一つは窓口申請ということの両方でこれからやってまいりたいというふうに考えております。それから、子育て世帯の臨時特例給付金は児童手当特例給付現況届を送付する際に給付金の申請書を同封いたします。現況届の提出とあわせて窓口で申請をしていただくと、こういう予定でございます。なお、それぞれの申請書は6月中旬ごろに発送を予定いたしております。申請書は、受理、審査終了後の7月中旬を目途に順次指定された金融機関の口座に振り込むというような段取りになっているところでございます。

それから、ふるさと納税であります。これは、年次ごとの金額、件数等について個々のものについては税務課長に説明させますが、ふるさとの寄附金の受け入れ状況につきましては制度創設の平成20年度から平成24年度までの5年間、寄附件数、寄附金額ともに年々増加をしているという実態でございます。この寄附金というのは非常に大事なものでございまして、今後PRをしていかなければならないわけですが、ホームページでの掲載、あるいは佐渡市の観光施設でのリーフレットの配置、それから5,000人を超えているわけにありますけれども、佐渡市の準市民への周知、それから首都圏における郷土会等の機会を捉まえてリーフレット等を配布していきたいというふうに考えているところであります。いずれにいたしましても、大変ありがたいこととさせていただきますので、寄附をされる方々のお気持ちというものを大切にしながら、引き続きご支援をお願いするということを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

ふるさと寄附金の年度別の受け入れ状況でございますが、平成20年度寄附件数61件、寄附金額556万円でございます。平成21年度寄附件数74件、寄附金額706万4,000円、平成22年度寄附件数148件、寄附金額748万9,000円、平成23年度寄附件数161件、寄附金額1,812万7,000円、平成24年度寄附件数178件、寄附金額837万8,012円、そして今年度、平成25年度でございますが、先月末、2月末現在、寄附件数177件、寄附金額1,206万770円でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） そうしましたら、まず地域防災リーダーの活用についてですけれども、平成26年度も引き続きこの地域防災リーダーの育成事業というものが行われますが、平成25年度の結果を検証して今回どのような改善を図るのか、それについてお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 地域防災リーダーの平成26年度の事業計画でございますけれども、今年度先ほど市長から答弁がありましており、防災士研修講座を2回開きまして、95人の地域からの推薦者が受講し、防災士の資格を取られたということでございます。平成26年度も引き続き防災士研修講座を市内で開催いたしまして、100人を目標に地域防災リーダーの育成を行っていきたいと考えております。基本的には平成25年度事業に基づいて、同等の事業を展開するという計画でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 同等のということなのですが、今回95人認定をされましたけれども、例えば周知徹底のやり方とか、いろいろなことが考えられると思うのです。何も考えずにそのまま同じことを平成26年度も行うということではなくて、全ての事業について言えることであるのですけれども、事業を継

続いていくときにはやはり前年度の反省点を踏まえて、次回このように改善をして実施します、そういったものがなければ、ただただ実施をすればいい、そういう問題ではないと思いますので、もう一度事業のやり方について再度検討をしていただきたいと思います。

続いて、全ての地域において避難場所、そして避難経路というものが決まっているのかどうか、そして市はそれを情報として持っているのかということについてお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 避難路及び避難場所についてご説明申し上げます。

市では、津波からの避難路を昨年、今年度の2年間で整備を行っております。この事業は、沿岸部の各集落が独自に高台への避難場所を設定して、そこにつながる避難路を市のほうで整備するものでございます。2年間で避難場所については112カ所、路線については164路線を整備、または現在整備中でございます。一方、避難所につきましては現行の地域防災計画においては既存の公共施設を中心に集落の集会所など536カ所の指定を行っております。昨年6月の災害対策基本法の改正に伴いまして、現在避難所指定には一定の基準が必要となってくるということでございますので、全ての避難所の見直しの作業を現在進めておりますが、あと政令によって国の基準、これに適合させて検証させていく予定でございます。また、避難場所につきましては緊急避難場所という位置づけで、これも災害対策基本法に一定の基準が設けられます。これにつきましては、津波からの避難ビルあるいは避難タワー等の緊急的、一時的に避難する場所というものを指定しなければならないという運びになってきますので、これにつきましても今後基準が出ましたら適合する場所を選んでいくという形になっていきます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） そうしましたら、各地域で年1回でも防災訓練を行っている地域というのはどのくらいあるのか、あと住民の参加状況、もしわかっている範囲であれば教えていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） ご説明申し上げます。

各地域の自主防災組織につきましては、今年度から訓練奨励金制度を設けまして、訓練をする参加者一人一人に奨励金を交付するというようになっております。今年度は47の訓練が実施されており、2,650人が参加しております。また、一方市の総合防災訓練につきましては、毎年自主防災組織による津波避難訓練と災害時要援護者の安否確認訓練を行っております。昨年8月に行いました総合防災訓練では、45団体、1,400人が参加しております。そして、地域単位での訓練という部分につきましては、過去二見地区で1度地区内の自主防災組織が一緒に集まって防災訓練を行ったという事例がありますけれども、残念ながら昨年度はその事例はございません。今後地域防災リーダーを活用しまして、地区全体での訓練というものも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） ということで地域によって防災訓練が行われていたり、行われていなかったりするものが佐渡市の現状だと思います。それを少しでも緩和するために私が昨年9月の議会の一般質問で提案をしました全市民が参加する一斉防災訓練、シェークアウト訓練というのがあるのですが、それが今回当初予算に盛り込まれておりまして、大変評価するところであるのですが、その実施要綱について説明をお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今ほど議員からご案内がありました一斉防災訓練の関係ですが、従来市の総合防災訓練は自主防災組織の独自の訓練もございましたが、防災関係機関との連携訓練が主でございました。今年度につきましては、緊急情報伝達システムが屋外、屋内を含めまして、4月から本格稼働するというので、そのシステムを活用しまして、市内全体に情報を伝達して、その情報をもとに市民一人一人がまず自らシェークアウト訓練を行う。このシェークアウト訓練は、単純に言いますと机の下に隠れるとか、地震発生時に身を守る訓練を行うと、その次に情報伝達システムの流された情報に基づきまして、市内の自主防災組織が一斉に避難訓練あるいは安否確認訓練、あるいはそのほかの訓練を行い、最後に防災関係機関で従来のおり連携訓練を行うと一連の流れを持った総合防災訓練にしていきたいと考えております。今のところ開催時期は、従来防災の日の近くの日曜日という形ですが、大規模なイベントがめじろ押しの時期でございますので、10月末を予定しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 今屋内緊急情報伝達システムを活用するというのでしたけれども、今市が設置を進めている屋内緊急情報伝達システム、この普及率というのは今現在どのようになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 説明申し上げます。

緊急情報伝達システムの現在の加入率ですが、2月末時点での集計で市全体で63.2%、2年間の工区に分かれておりますので、平成24年度工区、相川、畑野、小木、羽茂、赤泊地区につきましては全体で76.7%、それから今年度の工区、両津、佐和田、金井、新穂、真野地区では56.3%になっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） その緊急情報伝達システムの普及率は、やはりまだまだ低い、そう言わざるを得ません。一斉防災訓練についても多くの市民に参加していただくためには、やはり目的も含めた周知というものが必要になってきます。緊急情報伝達システムを100%を目指して普及をしなければならない、私はそういうふうを考えております。ですが、今現状を見ると市が全てをやろうとするとなかなか限界がある。

そこで、今回認定をした地域防災リーダー、この方に協力をしてもらって、各地域に地域防災リーダーが入って周知徹底とか、要は市の防災行政の推進力になってもらう、そういう活用が考えられると思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 説明いたします。

今ほど議員のご指摘のとおり、緊急情報伝達システムはまだまだ加入率の低さがございます。当初目指した100%を目指しておりますので、それに近づけるように今後努力をしていきたいと思っております。また、地域防災リーダーの活用方法につきましては、まず今年度については自主防災組織の活動の活性化、これを主眼に置いていただくと。その中で、例えば自主防災組織の活動については緊急情報伝達システムも十分有効に活用していただけることと思われまますし、そのほか防災事業につきましても十分に説明を行って、市と地域とのつながり、連携の役割を果たしていただくというふうを考えております。また、来年当初には市の防災担当が各地区を回りまして、地区の区長さんあるいは自主防災組織の代表者の方、そして地域防災リーダーの方々に集まってもらって防災事業の説明会を行う予定でありますので、その辺も周知徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 先ほど答弁あったように、市と地域防災リーダーとの連携、これが非常に大切になってくる。地域防災リーダーが市と地域住民とのパイプ役になる、こういう活用の仕方が私は求められているのだと思うのです。そのためにも例えば年1回市と防災リーダーとの連絡協議会、これを開く、市と防災リーダーとの情報交換や情報の共有を図るといことが大事になってくると思っております。例えば市からは防災行政の説明と徹底、そして防災リーダーから各種報告、また防災に関する地域の要望たくさんございます。そういったものを上げてもらう。ほかにも防災訓練等の成功事例、例えば二見地区でやっておられるような、そういった成功事例を発表して市の共通財産にしたり、また研修プログラムというものを実施をして防災リーダーのスキルアップを促す、こうした取り組みで地域に根差した、地域に隅々まで行き渡る防災力の向上、これを目指すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） ご説明申し上げます。

今ほど議員がおっしゃられたとおり、市のほうでも考えておりまして、先ほど市長が申し上げたとおり、8日の認証式終了後、そういう趣旨の説明をいたしております。このことにつきましては、やはり地域防災リーダーの活動というものは市と地域が相互に連携して支援していくものであると、特に市のほうにつきましてはやはり市の防災対策の今ほど申し上げられましたとおりパイプ役となっていかなければならない。市が持っている情報については、すべてお渡しするというような体制をとっていきたいと考えております。また、個々のスキルアップにつきましては、研修会の開催とか、あるいは実務研修を行うとか、そ

ういう形で個々の能力を向上させていきたい、それが地域防災力の向上につながると考えております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） ぜひ地域の課題、そういったものをしっかり吸い上げる、市として地域の課題を声を聞くと、そういう連絡協議会をしっかりと開いていただきたいと思います。

もう一点、巨大地震などの災害時に優先すべき業務や業務を継続するための手段などを定めた業務継続計画というものがあるのですけれども、具体的には全職員を対象にした災害発生時の参集計画があるのか、2番目に災害発生時に継続する必要がある業務を決めているのか、3番目に庁舎が被災した場合の代替施設の扱いを決めているのかということについて、佐渡市は業務継続計画、これを策定しているのかお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） ご説明申し上げます。

業務継続計画、これは事業所でも行政機関でも全てが立てなければならない計画ではございますが、現在市では準備はしておりますが、具体的な計画策定には至っておりません。地域防災計画の見直しも含めて、地域防災計画を基に市の業務継続計画、これを策定していきたいと考えております。しかしながら、業務継続計画につきましては非常に難しい問題がございます。全庁体制でやらなければならない、そして佐渡市のようにありとあらゆる施設があるところについては各施設ごとの業務継続計画を立てなければならないというような状況ですので、全庁体制で今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 答弁にもあったように、この業務継続計画というものが専門的な知識も必要だということで、全国の自治体でも策定がなかなか進んでいないというのが現状です。そこで、市は今新潟大学と包括連携協定というものを結んでおりますが、防災に関する分野の連携というものはあるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 新潟大学との包括連携協定の内容の中に防災に関する部分も入っております。そして、新潟大学の、ちょっと研究室名は忘れたのですが、専門機関との連携等も図っておりますし、そして私どもの防災対策官民協働委員会のアドバイザーは新潟大学危機管理室の教授にお願いしております。また、防災会議の委員のほうにもその方をお願いしているという状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 今ほど答弁があったように、今新潟大学の教授の方が佐渡市の防災の分野、いろいろなかかわっているわけですから、佐渡市としても新潟大学との連携を視野に専門家の協力を仰

いで業務継続計画の策定というものを早急に進めていただきたいというふうに思います。

続いて、消防団の処遇改善についてなのですが、市長答弁あったように消防団の年額報酬とか出動手当というものは一応交付税で措置はされていますけれども、現状との差があるという答弁でございました。消防団の方にも私もいろいろお話を聞くのですが、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は大変厳しいと、市長もそういった声はお聞きになっていると思うのですが、今後市としては年額報酬、出動手当、改善をしっかりと図っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁申し上げたとおりであります。これがいいとか悪いとかという問題ではない。佐渡市の水準が新潟県一悪ければ、これはすぐにやらなければだめなのですが、今のところ上から2番目というような状況でもございます。したがって、これがだからいいというわけではございませんが、そのようなところではご答弁を申し上げましたように他市の事例あるいは消防団員との協議の中でこれはやっていかなければならないということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 年額報酬もさることながら、団員数の減少というのも全国的に大きな課題になっております。1965年に全国で130万人いた団員は、2012年には約87万人まで落ち込んでおります。市では現状どのようになっているのか、どの程度減少しているのか、またその要因をどのように考えているのかお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

消防団員の減少につきましては、当市においても年々減少傾向にございます。10年間で97人減少しております。要因につきましては、団員の高齢化あるいは人口の減少などが考えられると思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 団員の減少というのが現実問題としてあるのですが、例えば市の職員、地域防災の推進を図る上で地域の住民からも理解を得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の一層の理解促進につながることから、積極的に消防団に入団する必要があると考えております。そこで、市の一般職で消防団に入団されている方は何人いるのか、それについてお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

平成26年2月1日現在で168人、20代から40代におきましては153人おまして、20代から40代の職員の約22%の職員が入団しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） それでは、市の職員の方が消防団に入団した際、年額報酬とかございますが、そのあたりがどのようになっているのか、それについて給与との関係を含めてちょっとお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

消防長。

○消防長（深野俊之君） 一般職の職員が消防団員を兼ねる場合にその額が極めて限定された額である場合においては、一般職の給与を減額することなく、報酬を支給することも差し支えないこととなっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） そういうことですから、給与から天引きされないと、年額報酬はしっかりいただけるということであれば、先ほど答弁ありました20代から40代22%、この数が高いのか、低いのかということに関していえば、私はまだまだ改善の余地があるのではないかと思います。以上のことから、引き続き市職員の方にもさらなる消防団入団を進めるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

昨年成立しました法律におきまして、ここの中に第10条で公務員の消防団員との兼職に関する特例というものがございます。この施行日につきましては、起算して6カ月を経過した日からということで、この後消防団員と市の職員の兼職についての詳細につきましては別途通知されることとなっております。この通知を踏まえまして、市職員の消防団入団につきましては災害時の本来業務に支障のない範囲で入団促進を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 市長はどのように考えていますか。市職員。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは、一概に若い職員がいるから、おまえらすぐにそこに入りなさいというわけにはなかなかいかないわけでありまして、では、夜だけ、あるいは土曜、日曜日だけ災害が起きてくれれば、これは何の問題もないのだけれども、平日に起きた場合、仕事をしているのにすぐ飛んでいかなければならぬとか、いろんなことがあるわけでありまして、したがって、その地域において話し合いをしながらやっていかなければならない。いずれにいたしましても、22%というのは低い、このことについては自覚をしておりますので、進めるような方向でやっていきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 続いて、防災、減災に資する国土強靱化法についてなのですが、まず確認したいのですが、自然災害の多い日本、また佐渡市において建設企業の果たす役割、これについて市長、どのように考えておられますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡の場合は周りが海でございまして、特に近年おもしろい風というのはおかしいですけれども、従来と違った風が吹いているようでございまして、ふだん被害のないところでも被害が出ているというような状況でございます。したがって、これについては早急に処理をしていかなければならないわけでありまして、当然のことながら建設業の方々についてはこの辺のところはしっかりやっていただくという対応はとらせていただくと、こういうことでございます。ふだんも私どもはいわゆる長寿命化計画等々もございまして、これをうまくやりながら進めていくということで、これは対応していただかなければならない。地元の安全、安心というのは土木工事とかというものが一番大事でございますので、その辺は重点的に進めなければならないと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 市長の答弁のとおり、地域の建設企業というものが災害復旧のかなめであると、ゆえに建設企業を維持していくということも災害対策にとっては必要不可欠なものだと私は考えます。その上で国土強靱化の地域計画、これは長期の計画でなければならないと私は考えます。単年度だったり、短期間であったりすると、今回は確かに予算がついたけれども、来年はわからない、そういうことになって思い切った雇用、そして設備投資になかなかつながらない。これでは経済の活性化にはつながらない。そして、雇用が生まれませんから、後継者不足による技術力の低下、こういったものを招くおそれがある。例えば10年間なら10年間という長期計画を立てて仕事を生み出し、雇用や設備投資を促し、そして経済の活性化とともに災害復旧力の維持、これに努める必要があると思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全ての業種について言えることでありますけれども、特に建設業等については技術屋不足というのが非常に響いております。これは、その都度、その都度経済が浮き沈みしたことによって投資ができなかった、特に設備投資というだけではなくて、人的な投資ができなかったというところに問題がある。したがって、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いわゆる長寿命化計画というものが全ての長寿命化、橋梁とか道路とか全てあるのですが、こういうものが全部整いますので、その上で長いスパンのもとにそれをうまく年度ごとに組み合わせていかなければならない。と同時に、私は社員の採用という点については、やっぱり大幅にこれから改善をしていかなければならないと思っています。現在の、こんなことを言うと失礼ですが、力からすると自力で社員を採用して養成するというのはなかなか面倒な部分があるので、その辺をどうしていくのか。例えば今普通高校化しているところに問題があると

いうことで、来月の2日の日には知事にその辺は直訴をするという段取りにもなっておりまして、佐渡には総合高校もあるわけでありますから、そういうものも含めた総合的な対応をとっていく。いずれにしても、単年度、単年度ではなくて、ある程度の長いスパンのもとに判断ができ、それぞれの社長が自力で設備投資をする、人材の投資をできるという判断ができる材料は与えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） そうしましたら、例えば社会インフラの整備についていえば、今現在市内各所で橋の耐震補強工事というものが行われておりますが、島内に幾つの橋があるのか、そしてそのうち耐震、老朽化対策が必要な橋は幾つ残っているのかについてお伺いします。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

県道にかかる橋梁が331橋、それから市道にかかるものが835橋、農林道にかかるものが36橋、合わせて1,202橋と把握しております。このうち市道橋につきましては、平成20年度から全橋梁について総点検を実施しておりまして、平成25年度末までに総点検と修繕計画の策定が全て終わる予定になっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） その総点検をしたことによって、今後工事が必要な橋というのはどれぐらい残っているのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

計画的に修繕をしなければならないというのが150橋ぐらいなのですけれども、これが直ちに落橋のおそれがあるというものではありませんし、835橋全てが修繕計画ということになりますので、年次別に計画を立てて、いわゆる橋梁のかけかえの時期というのがおおむね50年前後というふうに言われておるわけですけれども、それを持ちこたえさせてその修繕計画の中で修繕していくというふうな、そういう策定をしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 今国県、市の管轄の部分をお願いしたのですけれども、地域で生活に必要ということでつけた橋というものもあります。このような橋の中にもやはり修繕が必要なものもありまして、基本的には受益者負担、これが原則になると思うのですけれども、市から補助金を出して島内の橋の抜本的な防災対策、これを行う必要があると考えますが、それについてはいかがですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

集落内にかかるいわゆる不特定多数の者が利用する車両通行不能な人道橋的なものと思うのですが、このものについては地元からいろいろご要望いただいている部分については従来からの道路の維持補修予算、あるいは安全・安心まちづくり事業の中で現場を確認して修繕のほうに向けていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） そうしたら、ここで相川や小木のホテル、そして佐和田のパチンコ店に見られる大型老朽化廃屋の対策についてお聞きしたいのですが、現在国の国土強靱化推進本部では大規模自然災害等に対し事前に備えるべき8つの目標と45の事態を行ってはならない事態として設定をして、その事態を回避するための施策の策定推進を行っています。では、事前に備えるべき8つの目標の①と⑦、ご存じでしたらどのように書かれているのか教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 基本方針でよろしいでしょうか。基本方針の①と⑦でございます。①につきましては、人命の保護が最大限に図られること、それから⑦につきましては財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮してその重点化を図ることとなっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） ちょっと私と違うので、私が説明しますが、まず①に関しては大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。もう一つが、制御不能な二次災害を発生させないというふうになっていまして、起こってはならない事態として沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺、これを起こってはならない事態と想定しております。例えば相川の老朽化ホテルございます。これが大地震が起こるとどのような事態が想定されると思われませんか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

これは、相川地区ばかりでなくて全国的に言えるかと思うのですが、沿道沿いにある大規模建築物が倒壊したときには道路の閉塞等が予測されると思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） この建物については、高台にあるというのがもう一つありますので、高台にあるので瓦れきが下に落ちて人命や建物の倒壊、崩壊につながる可能性があります。脇には相川奉行所につながる道がございます。これは、下に住む住民の方々が津波が来たときに避難をするための避難路にもなっているわけです。一たびこれが倒壊すると避難路というものが閉鎖をされ、下の住民が高台に避難することができなくなる。すなわち交通の麻痺にも当たるわけで、この問題をそのまま放置しておけば大災害が起

きたときに甚大なる二次災害が起こる可能性があるわけです。私は、今回の防災、減災に資する国土強靱化法の活用によって、建物も含めて市内の大型老朽化廃屋、この撤去に何とか取り組めないか、その可能性について考える必要があるのではないかと、私はそのように考えるのですけれども、それについての見解を求めます。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

建設課長。

○建設課長（金田一則君） 説明いたします。

先ほど市長のほうからも答弁がございましたように、国からの国土強靱化計画が示されまして、その後地方計画がガイドラインというものが出てくるかと思えます。その中でそういうものが盛り込めるのか、あるいは新潟県あるいは国の計画の内容と整合性を当然とらなければならないと思っております。その内容を見た上で私どもの対応のほうも決めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） ぜひ法律を読み込んでいただいて、何とか組み入れることができるかどうかということについてしっかり努力をしていただきたいと思います。

防災に関して、2月26日に新潟県内においてPM2.5、これの注意喚起がなされましたけれども、佐渡市としてどのような対応をしたのか説明をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明させていただきます。

2月26日、PM2.5、これは越境汚染と言われておりますけれども、非常に細かい粒子状の物質、これが日本のほうに流れ込んできたということで、26日に国が定める基準を超えそうだとということで新潟県から注意喚起の指示が出たものでございます。午前8時に注意喚起の指示を受けまして、佐渡市としましては直ちに関係部署に連絡をとりまして周知を図ったところでございますけれども、具体的には学校、保育園、福祉施設、こういうところの周知をお願いしておりますところでございます。あわせて、緊急情報システム、防災メール、フェイスブック、CNS、あらゆる媒体を活用しまして市民の皆様にお伝えしたところでございますし、この情報を伝えるに当たりましては佐渡市だけでは十分ではございませんので、新潟県におきましても関係部署、マスコミ、あらゆるものを使いまして市民、県民に周知を図ってきたところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） それでは、先ほどあった保育園、小中学校に通う子供たちへの対応というものはどのようにされましたでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） 保育園でございますけれども、朝の8時27分に連絡をいただきまし

て、その後速やかに各保育園、公立、私立ともに周知をさせていただきました。屋外遊びをしない、窓をあけない等の指示をいたしております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

市内小中学校及び幼稚園につきましては、環境対策課のほうから第1報をいただきまして、その直後に緊急連絡網を使いまして各学校に周知をいたしました。その後文書によりまして、各学校へのメール配信ということでさせていただきました。内容につきましては、注意喚起及び被害が出たとき等の報告等につきましてお願いをいたしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 先ほど緊急情報伝達システムの周知ということがございましたけれども、市民への情報周知というのはいつ何回行われましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） 緊急情報システムを使った市民への周知につきましては、2回行っております。午前9時とお昼の12時15分でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 例えば火事が起きたというときには、その危険性がいつきであれば1回で済むかもしれないのですけれども、このPM2.5というのは細かい粒子が長い間滞留するという性質を持っていて危険性がずっと持続するわけです。1回、2回だけでは聞き逃している住民もいるわけで、であるならば周知というものは1回に限らず、頻繁にやる必要はないのですが、ある程度周期的に伝える必要がある、そういうふうに考えますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明します。

ただいまの緊急情報伝達システムを使った回数をふやしたほうが良いというご提案だと思います。この件につきましては、先ほどご説明しましたけれども、やはり佐渡市だけでは住民に全部伝えるかどうかというのは非常に難しい点がございます。県でもマスクミを活用した周知、佐渡市におきましてもこの緊急情報伝達システム、フェイスブック等、街宣車も出して宣伝したところがございますけれども、2回行った結果につきましてはその後また反省、検証していきたいと思っておりますけれども、議員がご提案のある複数回の回数というものは今後検討していきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番(山田伸之君) 今回のPM2.5についてもそうなのですが、緊急情報伝達システムの運用ルール、これをもう一度見直すべきだと。いろいろな放送が流れてきます。住民の方からいろいろな苦情というの私の耳に届いております。もう一度この運用ルールというものを見直すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長(祝 優雄君) 説明を許します。

危機管理主幹。

○危機管理主幹(本間 聡君) 緊急情報伝達システムの運用につきましては、現在試験放送という形でやっております。今回のPM2.5のような緊急性を要する情報につきましては定時ということではなくて、回数的にも各担当課の判断、あるいは時間的にも緊急性を要する部分でありましたら即時あるいは定期的に数度やるというような形でやらさせていただきます。ただ、定時放送の内容につきましては今後住民がどのような情報をいかに早く入手できるか、どのような情報を求めているのかという観点を鑑みまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(祝 優雄君) 質問を許します。

山田伸之君。

○1番(山田伸之君) 住民の立場からしますと、このPM2.5、注意喚起されたはいいものの具体的にどう行動すればいいのかわからないというのが現実です。これは、新潟県内にも、全国的にも同じことが言えるわけで、PM2.5とは何なのか、注意喚起が来たらどうすればいいのかということがわかるPM2.5対策のパンフレットなり、それが既にあれば各戸配布すべきですし、なければ県に作成を要請すべきだと、こう考えますが、いかがですか。

○議長(祝 優雄君) 説明を許します。

環境対策課長。

○環境対策課長(名畑匡章君) ご説明いたします。

ただいまPM2.5に関するパンフレットというものは、県から示されたものはございません。それで、このたびの注意喚起を踏まえまして、県のホームページ、県からいただいた資料、こういったものを参考に佐渡市独自で周知の文書をつくりまして、集落のほうに回覧するという手配をとらせていただいております。この越境汚染につきましては、非常に細かい粒子が佐渡、日本のほうに漂ってくるということで、これを吸い込みますと健康に影響があると言われておりますので、屋外の活動は控えましょうということを今回のチラシの中で周知させていただいております。でありますので、佐渡市独自というのではなくて、やはり新潟県、国レベルで統一したパンフレットをつくっていただきたいというような要望を県のほうにしていきたいと思っております。

○議長(祝 優雄君) 質問を許します。

山田伸之君。

○1番(山田伸之君) それで、佐渡島内におけるPM2.5の観測データについてなのですが、私も実際に佐渡市のホームページで調べてみたのですが、おおむね2日前の測定データがアップされているというこ

となのですが、佐渡市のPM2.5の測定の現状、これについて教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

佐渡にはPM2.5の観測ができる施設、観測局が2つございます。国が設置しております関岬の酸性雨測定所が1つございます。もう一カ所は、畑野地内に大気環境を測定する観測局が1つございます。2つあるわけでございますけれども、いずれもただいま議員がご指摘しておるとおり、リアルタイムでその数値がわかるというものではなくて、新潟県におきましては佐渡の観測局につきましては参考というような扱いになっておりまして、すぐにその数値がわからないという実態がございます。それで、今回の観測局の件でございますけれども、新潟県のほうでは今回の注意喚起初めてでございますけれども、これを踏まえまして、今後県内の観測局のあり方、増設するということが聞いておりますので、ぜひとも佐渡のほうにリアルタイムの観測局を設置していただきたいというような要望をしまいたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 課長のほうで言っていたので、私は安心といたしますか、佐渡の島民からすれば注意喚起が来て、佐渡市の今のPM2.5はどうなっているのか、それが知りたいのが実際です。ニュースとか見ても新潟市内のPM2.5のものばかり出て、実際佐渡はどうなっているのか、これがわからないということですので、しっかりとこれから県に要望していただいて、佐渡でもリアルタイムでわかるような体制づくりをとっていただきたいと思います。

続いて、若者の就労支援についてなのですが、平成26年度の当初予算にサポステの支援事業、これを盛り込んでいただいたこと、これについては大変評価をいたします。市長は、9月の定例会で私は若者支援について一般質問したのですが、その答弁の中で赤ちゃんから小中高、成年に至るまで子供、若者の一体的な福祉を考えていかなければならない、このように答弁されておりますが、それが今回の当初予算にある子ども若者相談センター事業、これであると認識しております。その内容についてお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） ご説明をいたします。

ただいま議員ご指摘ございました子ども若者相談センターの内容についてご説明をさせていただきます。こちらの事業は、佐渡市の次世代を担う子供、若者をしまびとジュニアと呼称いたしまして、発達段階に応じた支援が必要と考えられる子供、若者を対象とし、支援をいたすものでございます。この対象範囲でございますが、妊娠期からおおむね39歳の成年期に至るまでとなっております。段階的には特定の支援が必要な妊産婦、それから発達の遅れが気になる子供、若者、これは発達の遅れの診断名がついている状態から症状として当てはまる場合があっても診断名がつかない状態、ここまでも含むとしております。それから、虐待を受けている子供、不登校、問題行動、ひきこもりなどでございます。具体的には社会福祉課に子ども若者相談センターを設立し、場所は畑野の行政サービスセンターを予定してございます。こちらに専門職を配置し、子供、若者に関する総合的な相談を受け付けるものでございます。課題が複雑、

または継続的な支援が必要というときには、支援フローを整備いたしましたので、このフローに基づきまして適切な支援につなげるよう考えております。学校でなかなか学習がうまくできない、それから社会の中でもなかなかうまく溶け込めない、だけれども今は誰にも言えないという当人の方、それからご家族の方、この相談センターのほうにぜひお声をかけていただきたい。私ども行政も一緒に悩んで、考えて、新しい支援の方法を取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 市では、学校の不登校者数の多さというのが問題になっております。学校の現場では、多くの時間と労力を割いてこの不登校問題の解決に取り組んでいると思われるのですが、さまざまな価値観がある中で学校に行かせることだけが正しいのかといえば、私はそうは思いません。その子にとって家から出て活動できる場を提供する、また自分のやりたいことは何なのか、それを気づかせるための選択肢をたくさん用意する。大事なのは、子供にとって何がベストなのかということを考えて実現させることだと私は考えます。その中で今中学の卒業生で進学や就職といった具体的な進路が決定していない、そのまま卒業してしまった生徒は何人いらっしゃいますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

平成24年度の中学卒業生446名おりましたが、うち6名が進路未決定ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） そうした方というのは、一度もう学校を卒業されていますから、なかなか学校のサポートも受けられない。そうなるとうっかり孤独になってしまうわけです。こうした不登校の方、また中退者の支援というのも大切になってくると思われるのですが、これにはサポステの事業内容の一つである厚生労働省認可の学校支援事業、これがあります。不登校の生徒や中退した若者に対して、学校との連携のもと、学校や自宅への訪問支援、また学力を養う学び直し支援、これを実施してニートの未然防止や職業的な自立支援の促進を図るものです。不登校や中退の問題は学校だけで解決しようとするのではなくて、例えばサポステと連携するなど、島内の力を結集して解決を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） ご説明いたします。

不登校の生徒さんや中退者につきましても4月から立ち上げますしまびとジュニア支援事業の中で子ども若者相談センターを中心に、学校、教育委員会、学び直しの支援事業者等々とも連携をして、協力して進めてまいりたいと考えております。それから、その中での就労に係る支援につきましては、サポステと連携をしてそれぞれの相談ケースに応じたコミュニケーション訓練や職業訓練などを行い、将来的に就労につながるよう支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 現在のサポステの体制というのはスタッフが1名ということで、成年の就労支援事業で手がいっぱいな状態です。若者の就労支援というものはサポステにお任せするというのではなくて、本来市が主体性を持って取り組まなければならない課題だと私は考えます。だから、サポステにできること、またお願いしたことは何なのか、それに対して市ができることは何なのか、若者支援に対してサポステと協議したことはありますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） お答えいたします。

平成26年度の当初予算の計上に当たりまして、三条地域若者サポートステーションの担当者と佐渡市が行う支援について協議をしましてまいりました。それから、今度立ち上げます子ども若者相談センターとの連携につきましても協議をしましてまいりました。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） いずれにしても、不登校、中退者の支援というのはこれから非常に大事になってきますので、サポステとしっかり連携をして、サポステにはしっかりそのような対策、事業認められているわけですから、さらなるサポステの支援拡充、これを求めますけれども、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） ご説明いたします。

今後の支援体制につきましては、三条地域若者サポートステーション、それから子ども若者相談センターと連携を密にとり検討してまいります。また、相談者と関係機関との橋渡しや就労面での協力企業の掘り起こしなどにつきましても連携をして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 続いて、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金についてなのですが、市としてはこの制度の周知をどのように行っていくのか、また対象者に郵送でお知らせをするということなのですが、この担当はどこになるのかお教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐（深野まゆ子君） ご説明をいたします。

こちらの担当課ということにつきましては、私ども社会福祉課で総合窓口を行います。ただし、市民税の課税状況や年金の受給状況の個々の事案によりましては税務担当や年金担当部署が窓口となるものがございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番(山田伸之君) すると、周知をするときに税務課から通知が行くのですか、社会福祉課から通知が行くのですか、それともばらばらで行くのですか。

○議長(祝 優雄君) 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐(深野まゆ子君) ご説明いたします。

この周知方法につきましては、厚生労働省のほうからもマニュアル的なものが示されているところがございます。個人情報の問題もございますので、その取り扱いについては問題の生じないような方法というのをただいま検討中でございます。

以上でございます。

○議長(祝 優雄君) 質問を許します。

山田伸之君。

○1番(山田伸之君) ぜひしっかりと対象者には必ず通知が行くようにしていただきたいと思ひますし、例えば市民の皆さんが自分が対象となるのかどうか、また申請の手続はどうすればいいかということについて相談する窓口は先ほど言った社会福祉課の総合窓口、これでよろしいのですか。

○議長(祝 優雄君) 説明を許します。

社会福祉課長補佐。

○社会福祉課長補佐(深野まゆ子君) ご説明いたします。

制度の周知につきましては、総合窓口であります私ども社会福祉課へお問い合わせくださいませ。

以上でございます。

○議長(祝 優雄君) 質問を許します。

山田伸之君。

○1番(山田伸之君) 続いて、ふるさと納税の活用についてなのですけれども、私は納税というか、寄附金の額をふやすポイントとしては、まず寄附者への特産物などの特典の充実、そして2番目に給付手続の簡素化、これがあると思ひます。そこで、特典について、現在佐渡市ではふるさと納税をしていただいた方にどのような特典がありますか。

○議長(祝 優雄君) 説明を許します。

税務課長。

○税務課長(原田道夫君) ご説明いたします。

ふるさと寄附金に関しての特典ということでございますけれども、佐渡市におきましては他の自治体が行っているような特産品等の進呈ということは行っておりません。現在では、寄附をいただいた方に地域振興課が発行しております島の情報紙「シマイル」を同封したものとお礼状をつくりまして、市長直筆のサインをつけてお送りしております。

○議長(祝 優雄君) 質問を許します。

山田伸之君。

○1番(山田伸之君) 特典がないと言うのはあれですが、ないと私は今の答弁で受けとめましたけれども、

例えば納付手続の簡素化、これについてですが、佐渡市ではふるさと寄附金の納付方法はどのようになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

ふるさと寄附金の納付方法でございますけれども、寄附の申し出をいただいた方に私どものほうから郵送で銀行の振り込み口座の通知とか、あと郵便局の専用振り込み用紙、あと金融機関で納付というような手段が3種類ございますが、郵便局の専用振り込み以外は手数料がかかることになっております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） ふるさと寄附金をされる方はもちろん島外在住の方なのです。その人たちが佐渡市の情報を得ようと思ったら、やっぱり一番最初に来るのが佐渡市のホームページだと思われま。ホームページを見れば、全てが一度にできる、すなわち後から郵送で振り込み用紙が来て、わざわざ銀行とか郵便局に赴いてそこで振り込みをするというわけではなくて、今インターネットでのお金の支払いというのはクレジットカード決済というのが主流になっています。手続だけネットでやって、あとは銀行に行くとかいうわけではなくて、全てインターネット上で手続から納付まで1つで済ませることができるわけです。これは他の自治体でも進んでいる手法です。ぜひ佐渡市でも納税者の利便性を考えてカード決済、これを導入すべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） せっかくのお気持ちで寄附をいただいているわけでありますから、当然我々としては感謝をしてそれを有効に使わせていただくというのは私どもの義務であります。他の市町村がどうであろうとも、ふるさと品を競争するようなことは私としてはやるつもりはございません。これは趣旨に反するわけでありま。ただ、そういうふうにご親切にご寄附をいただくわけでありま。から、当然簡素化できるところは簡素化していかなければならない。そういうことがなかなか今できていない。したがって、皆様方をお願いをして、広報戦略官を入れるわけでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） ふるさと納税という仕組みを活用するかしないかということは別にして、私はネットを活用した佐渡の売り込み、これをやっぱり図るべきだと考えま。島内企業、団体とタイアップして、佐渡の特産品を集めたサイトをつくる。商品だけでなく、そこに観光案内のページをつける。観光名所や季節のイベントといった情報をアップして、あわせて旅行プランの申し込み、そしてホテル、旅館、各種チケットの予約もそこでできるようにする。ニュースによれば、2013年度のネット通販市場、これは約15兆9,000億円。同年の全国百貨店売上高は約6兆2,000億円。全国スーパー売上高、これは約12兆7,000億円となっており、ネット通販というのはスーパーや百貨店を上回る市場に今なっています。やっぱりネット活用、情報発信だけでなく、販売も含めたオール佐渡の売り込み、これをしなければならぬと私は

考えます。今ご当地グルメというものがはやっておりますけれども、まさにご当地サイト佐渡、こういうものをつくってどんどん全国に佐渡を売り込んでいく。そのためにも私は総合政策課にIT戦略室、これを設けてインターネットを活用した戦略を練っていただきたい。そこに今回任命された広報戦略官、これがかかわればいいと私は考えますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 確かに佐渡丸ごとネット販売ということは、これは必要でありますし、それともう一つは今いろんな幾つものNPOがそういう活動をいたしております。したがって、私どもの佐渡市の広報活動、ネット活動としてそういう方々とどう連携をとってやるかということが大事なのです。つまり佐渡市が1本でやればその人たちの商売がだめになるのです、結果的には。したがって、どういう分担をやるかということももちろん必要であります。私今のところ、総合政策課に今おっしゃいました何とか室というものはつくるつもりはございませんが、広報戦略官とその辺の話をしながら、佐渡において最もいい方法はどうかというものをじっくりと1年間かけてやって、その上でもしも必要とあらば今議員のご指導いただいたものを27年度予算の中で反映をさせていきたいと思っておりますけれども、現段階においてはそれはまだ考えておりません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

山田伸之君。

○1番（山田伸之君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で山田伸之君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩といたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村川四郎君の一般質問を許します。

村川四郎君。

〔14番 村川四郎君登壇〕

○14番（村川四郎君） 皆様、こんにちは。民主党の村川四郎です。一般質問をさせていただきます。

佐渡市は、合併後これまでの10年間、毎年毎年放漫経営を続けて、札束をまるでトイレットペーパーに使ったように5,000億円以上の大金をみんな水に流してきました。当然議会も多数決で予算を認めているので、我々議会、議員の結果責任は大きいです。小泉首相は、かつて「民主主義における大衆が常に正しいとは限らない」と述べました。哲学者ガブリエル・マルセルは「多数決が民主主義の基本ではない。議会の多数派が正しいのではなく、あくまでも多数決は議論を尽くした後の手続であり、真理は少数派にあり」と述べています。多数派が正しいとしている今の民主主義の考え方はまだまだ未熟で、衆愚政治という言葉がありますように、民主主義といえど議論不十分な段階での多数派は間違っていることが多い。だから、議員が常に有権者の人気取りに走っているのは危険で、議会が行うべきことはただ多数派の市民の要

望に応えることではなく、市民のためによい政治を行うことであると述べていますが、このよい政治というのが微妙でなかなか難しいのです。

ところで、この3月1日に佐渡市誕生10周年の記念式典が開かれたそうですが、私は一島一市の合併には最初から信念を持って反対していたので参加しませんでした。新聞によると、いつものごとく多くの動員を含めて700人ほどの参加者がいたとか、当日のイベントには合併功労者表彰というのがあって、10人ほどが表彰されたとのことでした。歌舞伎文化の伝承保存とトキの生息環境保全等に尽くされて表彰された市民団体の方たちには大変ご苦労さまでしたと敬意を表しますが、そのほかの方たちの合併功労者表彰というのはどういうことなのか、誰なのかネットで調べても10件ほどの記事を開いても前市長の名前以外は他の方の名前はどこにも出てきません。それに一体誰に対しての合併功労なのか不思議に思います。国、県に対してですか。まさか佐渡市民ではないと思います。だって、今は8割以上の島民は佐渡市一島一市の合併を後悔していると思います。確かに10年前は10人の市町村長全員と多くの不勉強の議員、そして何だかよくわからないままに多くの市民も一島一市に賛成して、合併へと暴走してしまいました。私は、当初から佐渡の3分割の合併を提案していて、南部3町村は1つの町に合併、そこから次の段階に、この持論で一島一市の合併は大反対でした。平成14年12月議会で法定協の佐渡市町村合併協議会が設置されたとき、議員2年目で新米の私は小木町議会での反対討論で佐渡の一島一市の合併が成立したらまちの入り口にそのときの市長と全議員の名前を合併賛成者と反対者に分けて刻んだ石碑を建てるべきだと結びました。当時総務省の唱えた合併への誘導作戦は全くの詐欺行為であって、鳥取大学の保母教授や加茂市の小池市長、自治労の研究所や当時いろいろ指導していただいた両津市議会のT、I、K議員の主張が広がり残念な結果となってしまいました。当時の執行部に都合のよい甘い夢の合併ビジョンだけで、合併レースの先頭を切って暴走するようなことはせずに、島民にもっと広くメリット、デメリットの情報を十二分に公開して、十二分に議論して、議会も島民も判断すべきでした。合併のメリット、デメリットにはいろいろありますが、私は一島一市の合併の最大の欠点は島内にライバルがいなくなってしまう、島民のやる気を永久に取り上げてしまったことにあると思います。一昨日から始まったソチパラリンピックの日本人の活躍を見てもおわかりのように、たとえ体にハンディがあっても人間は老若男女を問わず、常にライバルの存在がないと成長も進歩もなくなります。1市の合併で島内に実在としてのライバルがいなくなってしまう。交通の便、地理的条件、人口密度の条件だけで中心部は努力なくして勝ち組となる。一方、周辺部はどんなにやる気があって頑張っても無駄な抵抗となる。佐渡より小さい淡路島も奄美諸島も伊豆諸島も隠岐の島も小豆島もみんな一島一市の合併はしないで隣の市町村とライバル、そして友人関係を保ち、競い合っています。合併の検証は、これからも何年たっても必要です。私は、佐渡は今からでも分離するが競争原理が働く複数の独立性を持たせた自治区とすべしと主張して、通告に従って質問に入ります。

1、佐渡漁協西浦出張所使途不明金問題について。現在までに判明した事件の内容と市の指導監督責任について説明を求めます。

2、畜産支援は農業振興の喫緊の課題ということで、佐渡の畜産業は今まで黄色信号で何とか維持してきましたが、昨年度は年間の子牛の出荷頭数は287頭となり、年3回開催されている高千の牛市存続の危機であり、赤信号に変わってしまいました。佐渡の畜産業は、昔から稲作、果樹、畜産と耕畜連携の農業の3本柱であり、島内の食の自給率や自然とのバランス、循環型農業やジアスの農業にとっても切り離せ

ない存在です。しかし、現状は高齢化、小規模化、担い手不足による労働力の不足で牛の頭数がふえる要素はありません。市は現況を正確に把握して次の実効策を立てて、即実行すべきであります。1つは、高千市場維持のための出荷増頭策、次に生産農家への短期的、長期的な増頭支援策はあるのかどうかを問います。

3、指定管理者制度への問題点。合併後官から民へ、官から民へと多くの施設が民間へ指定管理が委託されました。しかし、さきの12月議会で多くの同僚議員から賛同していただき否決となった小木と羽茂のB&G施設の例のように、佐渡市の今の指定管理のあり方に多くの疑問があることが判明しました。血税でつくられ、地元住民の大きな希望とコミュニティーの場であった立派な施設がまるで廃屋を解体するような粗末な扱いで消えていく現状さえあります。今回指定管理制度の疑問点を取り上げ、議論してみたいと思います。

1、指定管理制度を導入する場合の適否の判断はどのようにしているのか。

2、市が指定管理後に民間に譲渡した施設が営業中止となった場合、市の責任はないのか。また、その施設のその後の取り扱いはどうなるのか。

3、指定管理制度導入期間中の管理指導の規定はあるのか。

4、赤字施設の指定管理費等の判断基準はどうしているのか。

4、合併後のイベント（ハード）中心の市政について。佐渡市は、合併後交付税と合併特例債の巨額な財源のもとに大型公共事業やイベント中心の事業を行ってきたが、残念ながら市の産業や市民生活の向上には結びついていない。今後は単発で終わる打ち上げ花火より、技術や根気を要する線香花火的事業を選択すべきです。合併後継続性のない打ち上げ花火型の事業で走ってきて、今なお合併特例債や大型交付税に頼った放漫経営が続いていないか。

2、市民との人身一体へのソフト面のきめ細かい施策と配慮が不十分ではないか。

職員のモチベーションが下がっており、職員の労働環境への配慮も不十分な面が多々見えます。現状では、職員のモチベーションは上がらないと思います。モチベーションを上げるための対応策がありましたらお答えください。

以上で今席からの質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 村川四郎君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、村川議員の質問にお答えをさせていただきます。

佐渡漁協西浦出張所の使途不明金問題、これにつきましては私どもとしては意図的ではなかったわけがありますけれども、いずれにしてもまあまあという姿勢そのものが招いた結果だというふうに考えておまして、そういう点では本当におわびを申し上げる次第でございます。この交付金につきましては、離島の漁業再生活動として平成17年度から始まったものでございまして、27の漁業集落で実施をされているものでございます。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の割合で、対象1世帯当たり年間13万6,000円を交付するものでございまして、平成25年度は佐渡全体で1,128世帯、1億5,340万8,000円が対象交付となったところでございます。この西浦漁業集落においては、平成20年から24年の5カ年に交付された

4, 148万円のうち1, 320万4, 391円が市に提出された報告書、漁業監視日誌、請求書、領収書、会議議事録、通帳の写しなどの書類が改ざんをされ、使途不明であることを調査、確認をして、県、国に報告をいたしながら今後の対応を協議いたしているところでございます。今後の対応といたしましては、まずやらなければならないことは、漁業集落と連携をしながら複数のチェック体制というものをとっていくとともに、佐渡漁協と西浦漁業集落からいわゆる現金扱いではなく、振り込み処理、本所指導員の入出金のチェック、年2回の監査、これらの徹底を図るといふことの報告も受けております。今後はそういう意味では情報を共有しながら、これから検証をしてまいる予定でございます。なお、他の27のうちの26の漁業集落については通帳、実績報告書の再確認を行ったところでありまして、不正がないということを確認をしているところでございます。

肉用牛の振興であります。これは単なる畜産振興だけではなくて、いわゆる観光面においても非常に大事なことでありますし、また地産地消という視点からも大事なことであります。しかしながら、においの問題等々、市民の理解が得られないというのが今一番大きな問題であるわけでありまして。現在の飼養頭数は、平成19年度対比ではふえておりまして、118%と増加いたしております。平成25年度の市場出荷頭数は287頭ということでございます。この畜産の振興というのは、ご案内のとおりでありますけれども、酪肉の近代化計画というのがございます。これに基づきまして、平成32年の肉用頭数を決めているわけでございます。それを580頭というふうに定めておるところでございます。そのための導入及び増頭のための支援策、施設の増改築というようなこと、あるいは餌をどうするのかという部分についてご支援を継続していくということになっているわけでありまして。今のところは、肉用牛の中核育成センターというのを農協が持っているわけでございます。ここについて企業拡大をまずその中でやっていく。それから、相川地区の12ヘクタールのいわゆる草地がございまして。昔の麦と米の種場でありまして、そこの活用により増頭対策ということを佐渡農協と計画を練っているところでありまして。いずれにいたしましても、なかなか環境問題という点で非常に困っているというのが今の実態でございます。

次に、指定管理者制度の問題であります。民間企業や団体が公の施設の管理運営を行うことで、これまで以上のサービスの提供あるいは経費節減を図るといふ目的で導入された制度でございます。管理者の選定でございますが、これは公募を原則として審査基準を定めながら知識経験者などから成る委員会で審議をし、総合的に判断をして決定をするものであります。それから、指定管理料は市であらかじめ過去の実績を考慮し、算出した基準額を公募の際に公表いたします。その範囲の中で公募を求めるものであります。それから、期間中についての指導であります。月報、年報により業務内容をチェックしておりますし、不十分の場合は適正なる指導、業務の一時停止、さらには指定の取り消しということができるようになっております。また、民間へ譲渡した施設、これの後もどうするのだということでありまして、譲渡時に交わした契約書条項によってかくあるということになります。

次に、合併後のイベントでございますが、どうもお話を聞くと打ち上げ花火みたいなもので線香花火にしろと、こういうようなお話でございます。いずれにしても各種のイベントというのはこれからどうしても一つの手段として大事でありまして、高齢人口の増加なり、あるいは観光誘客、あるいは佐渡市の知名度のアップ、さらには市民の知識の向上等に決して成果が上がっていないわけではなくて、成果が上がっているというふうな自信を持っております。従来から行われておる各種地域イベントに対しても、やっ

ぱりイベントそのものがだんだん少なくなってくる、それを地域の活性化の一つの起爆剤としていかなければならないわけでありますので、そういう点については留意をしていくということであります。特に今回は小木港の400周年も今回やるわけでごさいます、これも決して打ち上げ花火ではごさいません。相手方の上越市とのこれからの長いスパンでの継続的な対応をとってまいりたいというふうにごさいます。

それから、もう一つ、市民のサービスの充実が行政に求められている中で自分からやろう、そういう意味で今職員ともども努力をいたしているわけでありますが、いわゆる前例踏襲ということではなくて、意欲のある職員が提案をし、行動できる環境というものは常に開いているわけでごさいます。それが全体の流れからするならば、業務改善提案のことも今やっておりますし、これは若手職員の中で運営をされているわけでごさいます、そういうものがいつでも出てこれるような門は開いているわけでごさいます。

それから、ご質問があったわけでありますが、照明の問題とかいろんなものについては、これは地球温暖化対策実行委員会の計画に基づきまして節電をいたしているところでごさいます。なかなかお一人の方が何かを言えば、違う人はまた違うことを言うのです。そういうものなのです。100人の人が同じ答えを出すなんていうことはあり得ません。したがって、行政運営というのは非常に大変だということが、勝手なことを言うのとは違うわけでありますので、そういう点では非常に大変であります。特に庁内のバックグラウンドミュージック、これについてはやっぱりうるさいという人がいるのです、住民の中には。そういうことで一旦やめたわけでありますけれども、職員の間でいろんな話を聞きますと、これは非常にいいという話もあるので、もう一回その辺を検討しまして、よし、それなら職員が一生懸命やれるというならBGMも流すということも考えていかなければならないなと思っております。

それから、職員の給与につきましては佐渡市のラスパイレス、これを見る限りにおきましては決して高い状況にはありません。しかしながら、今回の措置は地方交付税というものの一本算定、これによって佐渡市の財政運営が非常に厳しくなるという平成31年度に向けまして、そういう視点からこれはもうどうしても取り組んでいかなければならないわけでごさいます、はっきり言いまして組合との交渉もさせていただきます。そういう中において、私自身は苦渋の決断をしたわけでありますが、これが仮に強制的に7%、8%のカットをすることは、これはやろうと思えばできるわけです。しかし、そのことによって職員のやる気が全くなくなってくれば何もならぬという判断に立ったわけでありますので、今回の措置をさせていただきますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 再質問に移りますけれども、先に言っておきます。給与3%下げ、私は反対ではないのです。最初に言っておかないと、市長が勘違いされているみたいなので、下げるのだったら7%の人も10%の人も上げる人もおってもいいのではないかといいので、それはまた。

まず、最初の西浦漁協の不祥事のことですけれども、まず最初に何でわかったのかというところをお聞きしたいのですけれども。発覚したのは。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

直接的にはっきりしたものは、昨年12月、通帳の提出による確認でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 通帳による確認というのは、その通帳の確認は誰がしたわけですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

通常確認をする場合、通帳の写し、領収書、写真、印鑑を押したものの写し、それを全て通帳の写しとあわせて確認をしておるのが現状でございます。今回の件につきましてもその前に10月、11月、会計検査がございまして、その前に全部チェックしたときもそういうものに対しては問題がないというふうに判断しております。ただし、その後漁協のほうでやめられた方がいらっしゃいます。その中で引き継ぎがあった中で確認のために通帳を見せてくださいというお話をしておりましたが、通帳が出てこなかったというところで催促をして通帳を出してもらったのが12月でございます。その通帳の中身を確認したところ、提出した通帳と合っていないというところから今回の事件を正確に我々が把握したのはそのときでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） これは所管ですので、後でしっかり委員会でもやりたいのですけれども、この漁業関係の不祥事というか、こういう問題が実は12月議会のときも私一般質問でも出したのですけれども、例の銀鮭の養殖とかビッグフィッシャーの離島流通効率化事業の非常に不明瞭な運営の仕方、そういうのがある中で漁協のこういうことが出てきて、この不祥事の内容が離島漁業再生交付金の事業の中でいわゆる密漁禁止というのですか、その看板とか、海掃除をしたというようなことで不正の使い方をしていたということで、漏れてくるのはあと26漁協は大丈夫というのですけれども、通例的に行われていたケースもあるのではないかとこの声も聞くし、この事業というのがそれぞれの漁協における会員にどのような形でしっかり通達されているのか、ここに詳しい各漁協の事業内容があるのですけれども、これは印がやるかやらないか丸がついているだけで、最近平成24年、平成25年はわからないのですけれども、当初は海掃除にしても1回とか3回とか漁協によって違うのですよね。これ回数ごとにそういう補助金みたいなのが出ているのではないですか。そうすると、回数とかのチェックとか、そういうのもしっかりされているわけですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

単なる掃除では基本的にお金を出していないというふうに聞いております。スタートの時点ではあったようですが、今それは出しておりません。この確認につきましては、ご指摘のとおり何回やっても出す、例えば漁業の監視とか、これは何回やっても出ます。それを日報と押印と現地の写真等で確認して、通帳

と合わせて、それで確認をしてオーケーを出すということでございますので、その他漁業集落につきましては1月に再度説明をして、原本の通帳を含めて調査しております。1点だけなのですけれども、漁協がやるということではなくて、今回のこの漁業再生交付金につきましては集落が事業主体でございますので、今回の案件につきまして漁協はその集落から事務及び会計、写真を撮ったり、そういうものも含めて業務委託を受けているということで役割はそういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 漁協は業務委託を受けているということです。その業務委託料というのが多分1億5,000万とかにすると5%とか700万円とか、そういう形で入っていると思うのですけれども、この中でこの西浦漁協の不正はあったけれども、残りの26の漁協ではなかったと、使途不明金は見つからなかったという報告なのですけれども、ほかの26漁協の調査というのはどういう形の調査をしたのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

直接のやり方は、1人の担当が漁協の会計、領収書、写真、通帳の原本、そこを含めて全部確認をするというやり方で確認しております。その中で3件ほど現金を一括でおろして会計をしているケースがありましたので、そこについてはその都度きちっと現金をおろすようにというふうに指示をいたしましたし、もうそういうことがないようにということで他の集落も含めて指示をしておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 心配なのは、漁協も中央以外はみんな小さくて、正職員が支所長とあと1人いるか、支所長だけというような形で、あとはみんな臨時の形の職員になっているので、全部支所長が全権を任せられるわけなのですけれども、読売かな、ここにも書いてあるのはその不正を働いた支所長はやめているのですけれども、それを引き継いだ現職の40歳代の職員が通帳コピーの改ざんなどにかかわっていたというようなことが書いてあるので、そうすると今までやっていた不正に対して全く疑問を持たずに引き継いでいたというふうに解釈できるのです。そうすると、そういうことが通例的に行われていたのではないかなということで、ついでに聞きたいのは交付金以外で発覚していた約219万円の使途不明金については3月中にも調査結果をまとめると新聞には書いてあるのですけれども、その辺も含めてちょっと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今議員ご指摘の案件につきましては、私どももまだ正式に報告を受けているわけではないので、この場ではご報告できませんが、基本的に現在我々といいますか、補助金である漁業再生交付金のそのほかの部分を含めて3月中には事実関係を全部取りまとめる方向で漁協のほうで調査をしておるということでございますので、全貌の解明につきましては、まずそこを聞いた上でまた我々の課題とか疑問等はしっかりと

話を聞いていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） このところの最後です。今課長は3月中にということなので、できれば後の委員会でもわかればいいのですけれども、この場合は西浦漁協ですけれども、事務を代行していたというか、漁協の指導がちゃんとできていたのかどうかということ、いわゆる中央の漁協は西浦漁協に対しては厳しい処分を考えているというふうにこの専務理事さんは言っているのですけれども、では中央の漁協としての責任はどうかということと、市の責任とかに関しても監督責任とかも含めてどういうふうに考えているか、わかっている段階でちょっと答えてください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今回の案件につきましては、基本的に業務委託を受けながら、その中身をしっかりと監督できていなかった漁協の責任は一定のものはきちっとあるというふうに考えております。もう一点、地域集落につきましても事務委託をしたものを我々に提出するのは集落でございます。ですから、やはり集落が本来監査を持って確認をして我々に提出していく。これによって今回は早期に発見できたものというふうに考えておりますので、やはり集落協定に基づいた確認がされていなかったというのも問題でございます。私どもにとって私自身が一番あれなのは、やはりそういう部分、協定のルール、今議員からおっしゃられた漁協への指導を含めて我々が年に1回説明会をして、年に1回地域に回って、集落に回って話し合いをしているところでございますが、その中でもルール、要綱等をしっかりと伝えていかなければいけないことは改めて感じた次第でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） その辺のところをしっかりと指導して、監督もしていただかないと、水産業をしっかりと、6次産業化も含めた事業も入っているのです、佐渡の重要な産業の一つですので、よろしく願います。

次の和牛の繁殖ですけれども、これに関して私は昨年の7月に和牛繁殖をやめたわけですが、佐渡の農林水産業の重要な産業であって、これが佐渡の救世主になるのではないかと思って、では自分でもやってみようということで和牛繁殖をやっていたのですけれども、6年半たちまして、おかげさまで一昨年の和牛のオリンピックに自分の生産した牛も長崎まで出すことができたし、ただいろいろ余りやっていると何か自分が趣味でやっているように誤解されるところもあるので、とりあえずは去年の7月に全部売っ払うというのですか、やめたわけなのですから、やってみて市長は、においの問題と言われているのですけれども、そんなことはほとんどないのです。飼い方さえちゃんとやれば。牛舎の設備が悪いとか、お年寄りの方たちが昔ながらの飼い方でやっているし、牛舎もそういう形のものが多いので、そうでなくて北田野浦につくってもらった共同牛舎のような形でやれば、幾らあれが大きくなっても、ちょっと民家から離れておれば豚と違ってそういうおいの公害とかいうのはほとんどないのです。そういうところか

ら余りにおいの問題で言っているとどこにもできないということになるので、その辺課長、においによる公害とか、そういうもののクレームというのはありますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

現状飼っているところは、もう既に飼っておりますので、それでも年に何件かハエとかそういうものの苦情があることはございます。ただ、今回申し上げているのは今後の規模拡大に向かって、例えば新規に飼うような場合については完璧におい対策をしてもそれが来るということだけで反対が起きるケースが往々にしてあるということも含めながら、地域の理解が必要だというふうを考えておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 全国に、特に九州とか東北では畜産をやっている方も、北海道でもすごい頭数でやっている方もおられるので、そういうことばかり聞いていると佐渡は何にもできぬということになります。畜産だけでなくいろんなことが。だから、その辺のところをちゃんとインフォームドコンセントをとるような形で行政は働いてほしいです。実際問題、今の状況でいくと佐渡の畜産を真剣に考えている方たち、それから獣医師会にも大動物部会というのが昨年から発足したのですけれども、今のままの頭数の状況でいくと7月の市場、年3回、4月、7月、11月とあるのだけれども、60頭単位なのです。そうなったときに島外からわざわざ佐渡まで海を渡って買いに来てくれている業者の人たち、飛騨とか村上とか、いろんなところから来てくれているのですけれども、そういう人たちがもうそれだけの頭数だったらわざわざ海を渡って来る価値がないと。今までも自分たちは、佐渡へ行けば特別牛が安くいい牛が入るといって来ていたのではないと。新潟県は上越の市場と佐渡しか和牛の市場がないので、その一画である約3割を占めている佐渡がなくなると非常に困って県外へ買いに行かなければならないから、何とかして佐渡の市場を死守したいという応援の気持ちがあって今も来てくれているのです、このぐらいの頭数で来るというのは。やっぱり100頭以上でないと思ったような牛の頭数も、それから年齢相応の牛も買えないということで、そういう気持ちで来てくれているというのがなかなか畜産家の人たちも高齢なものだから、そこまですべて考えていないのです。だから、そのところは市がしっかり考えて、まず今280ぐらいしか出ていないのを、これを短期的に一、二年で50頭ぐらいにふやす、350ぐらいまで持っていく。長期的には500頭、さつき目標は580頭と言ったですか、そこまでの計画をしっかりと立ててもらわなければならないのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

規模拡大という部分に我々は支援を集中しておりまして、今議員おっしゃるとおりでございます、特に7月につきましては70頭前後ということで非常に厳しいということで、何とか100頭ぐらい集めてほしいという要望があるのは事実でございます。そこにつきましては、やはり増頭支援ということで40%の補

助を入れながら増頭していくということを徹底しておりますし、また牛舎の補助等の支援もしております。ただ、その中で既存の支援だけでは非常に難しいということで、担い手の確保等もいろいろ議論しておるところでございますし、農協のほうにまず一番簡単に規模拡大ができる肉用牛中核育成センター、ここで30から40頭程度の規模拡大を早急にするように今農協等に話をかけておるところでございますし、農協からも前向きな返事はいただいているということでございますので、まずこういう多頭飼い、たくさん飼えるところでまず一定程度の数を確保しながら担い手等の育成等を含めて整備のほうができていければ農協との議論がそこで進んでいくというふうに考えておりますので、今はそういう方向で議論しておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 7月市場がまた70頭台とかになると、とにかく70頭以上は確保しなければならないということで、本来ならば生まれて10カ月後前後で出すのが一番いい価格で効率的に売れるのですが、70頭以上を死守しなければならないということで、7カ月ぐらいとか若い牛も無理して出してもらったりすると、そうすると今度はたたかれて安くなると。安くなるとこんな安いのだったらやめようかということで悪循環になるのです。その辺しっかりやってほしいのです。それで、市長先ほどいいことを山田議員の質問に答えていただいたのですが、私は畜産も含めて佐渡の農業が一つだめになったのは高校がみんな総合高校、普通科になって農業コースがなくなったというところで、何とかまず将来的には農業コースをどこかに、羽茂でもいいですし、総合高校の中でもいいのですが、20人ぐらいのコースを設けてもらいたいのと、今度NSGが新潟に農業大学をつくるというのもあったし、市長は農業大学のご出身だし、それから新潟には新潟大学農学部もあれば県立もあるのですか、農業大学、そういうところのキャンパスも何かうまく持ってくるのかというようなことを考えて畜産に生かすようなことはできませんか。夏期コースとかそういうもの。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 冒頭申し上げましたけれども、私どもは畜産振興をやらないわけでもないし、本当に一生懸命、さっき課長が説明したようにそれなりの支援策も組んでいるし、やっているわけでありまして。これは佐渡だけではどこでもそういう傾向がある。やっぱり一番問題はおいなのです。これは、自分の体臭というのは自分はわからないのです。体臭というのはよその人がわかるのです。そこのところがやっぱり問題なのでありまして、です。そこでそこが一番問題だということになります。この辺をどう解決するかということは、やっぱりこれから市民の方々といろいろとやっていかなければならない。それから、あそこのものは開設者がやっぱり一番もっと真剣にやらなければだめなのです。それは、もう我々はそれを手伝うということです。それから、先ほど私申し上げましたのは佐渡の企業にも就職をしない、それでみんな出てしまう、こういうものというのは佐渡には5つの高校があるのでありますけれども、ほとんど普通高校化したというところに問題があると私は思っているのです。このことが正しいかどうかはわかりませんが、何とか総合高校というのが畑野に今あるわけでございますので、その中で農業土木コースとか、あるいは畜産コースで、まず最初はほんの二、三人でいいと思うのです。そういうものをやっていったら

どうだろうと思って進めたところ、実はだめになったのです。その理由は教える先生がいないのです。何とか教える先生を確保していかなければならない。教える先生がいれば何とかなる。それをやっとな東京まで行って教える先生を確保するめどが立った。では、県立高校だから知事どうですかということをして4月2日の日に申し入れをしようと、こう思っているわけでありまして、そこの中でやっぱり高校のときから教育をしていけばそういうやる気のある者が出てくるということです。それから、今度NSGがまた4年生の農業大学を2カ所においてつくる、またNSGはその前にもやっています。それから、新潟大学の農学部もあります。さらには西蒲原、新潟市の巻町に県立の農業大学校もあります。ただ、あれを佐渡に誘致するという事は基本的に不可能であります。つまりなぜ不可能だかということ、全ての学校は大規模営農、大規模農場というものが基本にあるわけですので、佐渡に持ってくるわけにいかない。小規模の農業をやるというならば佐渡が一番適地かもわかりませんが、これは方向と違っているということでございます。したがって、佐渡独自のものと考えていかなければならないと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 今市長、畜産コースとか畜産大学というのはなくなって、うちの大学もそうなのです。生命科学大学、生命科学コースとなっているのです。だから、ほとんどの獣医の大学は女の子が半分ぐらいになっています。ですから、多分高校の中にも生命科学コースというのができれば畜産コースとは違うので、女性もかなり興味を持ってくれると思います。もう一つ離島からの挑戦というのを飯古建設有限会社という例の海士町の社長さんが来て、去年の11月に佐渡で講演してくれたのです。これについてちょっと説明をお願いします。どういうことでこの方が来られたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

海士町で土建業とプロといいますか、本当の技術屋さんが土建業の会社を経営する中でその技術屋さんが牛を育てるといふ農商工連携の一環だと思えます。その中で牛を飼って、基本的にA4以上の牛を東京に直接出すことによって1頭約120万ぐらいの金額で年間100頭ぐらいを出すということを進める中で畜産がプラスになったというようなものがこの海士町の農業法人の経営だったというふうに記憶しております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 一昨年私らの産業建設常任委員会でもこの海士町に視察に行つて、潮風ファームというところの牧場なのですけれども、今は東京市場で勝負しているということで肥育牛360頭、繁殖牛95頭、合計486頭を、佐渡にこの1軒あればいいのですけれども、売り上げ1億5,000万ということで、建設業界がこういう形で異業種参入で平成15年からやって、この3年間黒字に上がっていると。その結果、ほかの建設会社も他の畜産に参入するようになって、この1地域で1,200頭ぐらいにふえているという例があるので、私の牛小屋に来るとみんなコーヒー飲んで30分でも1時間でも話していくおやじさんたちが何人かおるのですけれども、多分よその牛小屋だと30分おつたらもうにおいがついて落ちないのです。毎

日掃除しているからです。2頭おったら一輪車1杯ぐらいしますから、議会があっても雨が降ろうが、風が吹こうが朝まず行って必ず掃除する。それから次の仕事に移る。餌をやってから来るのです。それがないから、毎日毎日やったら草だけです。本当にちょっと乾けばにおいもしないぐらいに清潔なのです。いつまでもそっちにかかっているかもしれませんが。

指定管理者制度に移ります。指定管理者制度ですけれども、指定管理導入の判断というのは、もう一度聞きますけれども、どういう形で誰が決めるのですか。担当課の問題ですか、それでも庁議とかでこれを指定管理に出そうとか、いや、出さないとか、そういう決断をするのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

指定管理者制度の目的が公の施設の効率的かつ効果的な施設運営が図れる場合は、積極的な導入に努めるということでございますので、所管課におきまして慎重にそのことを検討して判断することになっていきます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 残念ながら私佐渡市のホームページから佐渡の指定管理者制度のガイドラインが、載っているのですか。探したのだけれども、見つけれなかったもので、インターネット等で大牟田市とか八王子とかいろいろ見たのです。そしたら、そういう担当課が決めるのではなくて、ほとんどのところは指定管理者委員会というのがあって、そこが自分のところの持っている施設の全部を均等に公平に見て、適しているか、適していないかというような形でやるし、指定管理者制度に公募して応募した場合の審査も佐渡市の場合はそれぞれの審査委員違いますよね。各課ごとでつくっていますよね。だから、変な点数の入れ方もできるのだけれども、そうではなくて1つの委員会が全部するのです。だから、例えば風呂でも社会福祉課が関係している管轄の風呂もあれば、赤泊みたいに観光振興課のお風呂もあれば、いろんなところの風呂があってもその市が持っている公共の風呂はどうあるべきかという形で公平に見れるのです。そういうことどうですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

佐渡市の場合ですと選定委員会は4つの部会を持っています。それぞれ10名委員がいます。4つの部会を共通している委員が3名、これは専門的な知識があるという方で、3名が4つの部会を兼務しています。それ以外はばらばらでございます。それで、選定委員会は管理者を選定するばかりではなくて、募集する場合の要綱の審査、そういったことも行っています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） それで、選定委員会4つというのですけれども、その選定委員会は全員市の職員ですか。どういう構成ですか、職種の方は。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 10名のうち5名は知識経験者ということで、市内の中の知識経験者を選定してございます。それから、3名はこれは4つの部会を、先ほど説明したとおり、横断的に兼務している委員ですけれども、この3名の方につきましては特に専門的な知識があるという方で3名お願いしてございます。そのほかの2名につきましては、それぞれ所管する課の課長がなっています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） それで、その中で指定管理に出すとなった場合ですけれども、例えば継続してもらうために出す場合と、施設によっては3年間ぐらい指定管理者に出して、管理期間が終わっていいや、やめてもええわと廃止のために出しているような施設もあるし、やるかやらぬか、指定管理者の3年後の判断に任せぬかというような形とか、いろんな形で施設を出しているのですけれども、そうではないですか。もっと前向きな形で出していますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 指定期間につきましては、一定の運用指針というものがございまして、今後の管理運営方針が明確になっておらず、検証が必要な施設といいますか、1年先、2年先においてでも民間に譲渡すると、そういったことが考えられる施設につきましては3年以内ということで期間を定めてございます。それから、長期間の指定により経済性、効率性が見込めるもの、これについては5年ということで、これには5年以内とかそういうものはついてなくて、5年というふうに規定されています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 指定管理制度が終わって、例えば今度は民間に譲渡するケースがありますよね。譲渡した施設は、指定管理制度中に大きい修理が見つかった場合には市の責任で修理をするわけですよね。10万円以上の場合に。では、指定管理制度が終わった後、譲渡したときにそういう大きい修理が必要となった場合は市はどういう関与をしますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

譲渡につきましては、先ほどの市長の答弁にあったとおり、譲渡時において契約書を交わします。そのときにそれぞれの施設で特約条項を定めてございますので、それに従って判断するということになります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） となると、譲渡してしまった後は契約時の約束どおりということで、あと何があっても市は無関係、関与しないということなのですから、例えば福祉施設のようなものとかでその地域になれば地域の人たちが物すごく困る、どうしても再開してほしい、復活してほしいといった場合、それでも市は、いや、もうそれは全然市は無関係なのだから、責任もないのだから知らぬということでいくわけですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

先ほどと同じ説明になるかと思えますけれども、譲渡時の契約に従って行うということになります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 譲渡された建築物における大きな欠陥が見つかった場合、それは譲渡されたもともとの指定管理者の人たちに全くあれがなくて……ような場合は何か、この場ではちょっと言えませんが、相談に乗ってあげるべきだと思います、地域のためにも。

ところで、次の12月議会で廃案としたB&G、小木、羽茂の施設のことですけれども、このB&Gに関しては小木と羽茂、私は多くの議員が同調していただいたのはもともとは地元の人たちに運営ができないかということをもまず第一に考えるべきだという主張をしたのですけれども、そうではないですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

指定管理制度の中で公募が前提となっておりますので、まず公募をかけさせていただきます。その中で地域の方々が応募されるようであれば、手挙げをいただきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） その公募の仕方なのですから、地元のことを考えれば、この施設は地元の人に運営してほしいと思えば、本来は公募を非公開でやるケースもあるのです、自治体によっては。ここはすごく縦割りになっておると思うのです。例えば今現在隣にあるクアテルメという温泉施設一帯は観光振興課の担当なのです。本来なれば、佐渡市の中において庁議でなくてもこの施設がB&Gを指定管理に出すのだけでも、隣にあるクアテルメ、それから妹背、それとポアールですか、レストラン等々をやっているその団体にできないかどうかというのを働きかけるべきだったのです、所管課に対して。そういうことはしないのですか。これからも出てくることと思うのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

B&Gにつきましては、来年度市で直営で管理をした中で、さらに指定管理者の募集をかけていく予定

をしておりますし、現段階で既に議員がおっしゃる地元の団体にはお声がけをして、応募していただけるように一応お話ししております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 市長、こういうのはだから市内が全然一体的になっていないということを指摘したのです。ここの中には植物園もあるのです。佐渡市で唯一の市立の植物園で、佐渡は植物の南限、北限とかミカンとリンゴが両方とれて非常に植物相も豊かだという立派な辞典なんかもできておるのですけれども、そういいながら佐渡の植物を勉強する現場がない。今は両津の佐渡学センターが管理しているのです。聞くとところによると、佐渡学センター、両津でどうやって羽茂の管理をしているのか、お金だけで管理させているのでしょうかけれども、その中に観光振興課が担当しているお風呂と宿泊施設とレストランがあって、その隣に今度プールとB&Gの体育館とゲートボール場を今度はスポーツ財団にやらすと。一体これはどうなっているのかなと。一体化でやれば、どうせ同じ地域の中にあるわけですから、そういう考えて何でできてこないのかなと、こんな簡単なことは多分地元の人だったら誰でもわかる。小学生でも同じところが管理しているのだらうなというぐらいのことは思うのですけれども、それをみんなわざわざそれぞれの所管のところだけがよそに相談もせずというふうな形でやっているというのは不思議に思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これはいわゆる縦割りの弊害なのです、はっきり言いまして。ただし、それぞれの施設というのは、例えば国土交通省なら国土交通省、どこどこあるのですけれども、それに応じて全てのもので建てられていれば何の問題もないのです。ところが、いろんな省庁の補助事業を使ってやっているわけですから、それぞれの進行管理はしていかなければならないし、実績報告はそれぞれの課がやっているわけです。だから、例えば今のような話になってくれば、指定管理に出すときにみんなで相談をして、その中でどうしていくかということの相談はやっぱりやっていかなければならないと思っています。私は、代表質問の中でもお答えしましたけれども、それを縦割りというものを佐渡市だけこれをやめるというわけにいかないのです。スタッフ制にするというわけにいきません。したがって、これは縦割りの組織でやっていかなければならぬけれども、そこにどうやって横串を入れるのか、それは総合政策課というのものもあるし、それをつくったわけです。だから、その辺の機能をもうちょっと充実をさせてまいりたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） ここでもう一つ縦割りになったのは、本来なればこのB&Gの12月の議案は出されるべきものではなかったのです。なぜかという、羽茂にできる南佐渡中学校の体育館が建設が遅れて、グラウンドは1年間遅れるわけですね。私が反対討論してこの議案が反対になったときに、学校関係者の方から何人かから言われました。よくあれ廃案にしてくれた、よかったと。これでB&Gの羽茂の体育館、小木の体育館も自由に南佐渡中学校が優先的に今までどおり使えと。でも、これ財団に行ってお

たらややこしいことになったのではないですか。違いますか。その辺を含めて、それから遅れた分の1学期の中学校の体育、もう一回どういう形でやることになりましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

前段で指定管理になった場合に中学校が優先的に使えなくなったりするのではないかと、そのようなことはございません。従来どおりの使用の仕方ができるような形で指定管理者に伝えておりますので、指定管理に出したからといって従来と使い勝手が変わるといったようなことはないように指定管理者に指導しております。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、南佐渡中学校、1学期使用できなくなる関係で、羽茂の小学校の体育館を午後から使わせていただくことになっております。それで、部活動等必要に応じて羽茂のB&Gを補完的に利用するという事になっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 社会教育課長はそんなことないと、優先的に使われるようにするというふうに言われたのですけれども、スポーツ財団をつくる目的の中には、ちょっとこれ目的は地元の市民の人たちのスポーツ活性化、振興に寄与するというふうに書いてありながら、スポーツ財団の組織規程の中にあるのは、ロングライドとかトライアスロンとかヒルクライムとかツデーウオークとかトキマラソンとか、それからオープンウォーターもそうだと思うのですけれども、そういうものに力を入れて、もともとはここで上がる利益で財団を運営できるようにすべきだというふうな形でつくられていると思うのです。そうなってくると、今まで財団でなくても真野のあのプールは大きいプールで天井が高いから、冬はすごく暖房費が要るのです。それで、2年ほど前か何かはその辺のところの維持管理費を下げろというふうには本庁からのあれがあったのでしようけれども、温度を下げたのです。プールの温度と室温を1度、1度ぐらい。泳ぎに行った人がみんな風邪引いたと聞いているでしょう。そういうふうになってくるのです。当然財団が予約して予定が入っていたところに、急にこれこれこうであれが使えぬから、中学校の体育を入れてくれとかいった場合も出てくるのではないかと思うのです。そうなったときに、やはり本来ならばしっかりあけて、あなた方は体育館の建設が遅れたことに対して謝らないかんだらうという議会からの発言もあったぐらいなのですから、そのぐらいのしっかりした配慮をしなければいけないと思うのです。これによって、だって小学校の体育の授業に影響しているわけでしょう。中学生が小学校の体育館を使うのだから。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 小学校の体育館を使うに当たりましては、午後から中学校の体育活動を計画しておりまして、小学校とはその辺のあたりを十分調整した上でやらせていただく計画でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 調整していますといたって、小学生ってうちの孫も何人も小学校にいますけれども、一番聞き分けができないころなのです。それなのに勝手に大人があなた方午後はここで遊んだらいけないとか、教室におりなさいとかどうしなさいといたって、それは今度は子供さんたちにそういう迷惑をかけることになるわけなのです。その辺わかってください。

次に、インフォメーションセンターですけども、これ当面はどういう運営をされると言いましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

当面は職員1名程度を配置して直営で行いますが、そのほか民間事業者への委託により運営をしていきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） インフォメーションセンターって国際会議場ですよ。その目的でつくったのですよね。最初は両津の夷地区の人たちのちょっとした集会場という約束だったのが、何かどんどん、どんどん計画が大きくなって、この国際会議場としての機能を持っているのに、私は第9号議案、インフォメーションセンターは非常に問題があるのですけれども、指定管理者制度の条例が出ているわけですよ。職員1人で当面やっただって、1人でこれ運営實際できるのですか。ほかの臨時職員とか何か、そういう人たちを雇うわけでしょう。違うのですか。それとも、最初だけちょっと職員を雇うけれども、いきなり指定管理制度に導入するのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

直営のための職員の配置は現場には1名程度と考えておりますけれども、受付ですとか来場者への対応というのは民間事業者へ委託をしたいと考えております。今想定では2名程度置きたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） これは、ぜひ優秀な総務文教常任委員の皆さん方にしっかり審査してほしいのですが、これ第9号議案のところのインフォメーションセンター、設置目的、本市の恵まれた自然風土及び歴史、文化的遺産を広く紹介し、文化、観光及び地域の振興に寄与するとともに、市民、観光客の利便を図ること云々と書いてあるのですけれども、これから佐渡市がやるという佐渡博物館とどういうすみ分けができるのですか。同じような目的で設置されていると思うのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） あれは議員全員協議会だったかと思いますが、そのときにも私は説明を申し上げました。博物館とかこういうものについては、インフォメーション機能ともう一つは子供たちがそこへ行って勉強する、あるいは観光客が寄ったときに全体のものを見るという施設、それからガイドンス施設、3つが必要です。ガイドンス施設については、例えば金銀山だったら相川とか西三川というなるべく近くがよろしいのではないですか。インフォメーションは入り口がいいでしょうという形でこの3つの役割を果たすということになります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） インフォメーションセンター、12億かかっているということは島民1人頭2万円ぐらいの予算を使っているのですけれども、国際会議場ですよね。国際会議場って必ず国際会議といったら分科会があると思うのです。分科会ができない国際会議場でもあるし、国際会議ができる機能でそういう観光案内もできるようなところに指定管理となると、もう佐渡の場合はあったとしたら観光協会ぐらいしかないではないですか。観光協会に指定管理となると、何か補助金の二重みたいな形になるのですけれども、その辺はいかがですか。どういう指定管理を考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 指定管理は将来的に出すことができるように今回の条例に条文を盛り込んだものでございますが、指定管理に出す場合には公募の形式で行いますし、県内の事業者からの問い合わせ等もありますので、必ずしも観光協会だけに限定したものではありません。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） たしか聞くところによると、このインフォメーションセンターで国際会議を年に6つとか7つとか持ってくる予定というふうな当初の計画を聞いたのですけれども、来年度の予定は幾つありますか。1つしか聞いていませんけれども。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 平成27年度の国際会議の予定ですけれども、現在2つ入っております。そのほかの会議と合わせますと、今のところ11の仮予約を我々は受け付けております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 出番がなくて寂しそうにされているので、ちょっと副市長に聞きたいのですけれども、羽茂の温泉のクアテルメ、副市長は副社長でおられますよね。聞くところによると、平成26年度で補助金が終わりますよね。譲渡支援の1,600万。そうすると、次の年度からはやめるというふうなことをメインのJAさんとか、そういうところからも聞いておるのですけれども、副市長どうですか。B&Gを一体的に経営すればB&Gに年間1,000万以上の補助金がつくので、そういう形で一体的な管理をやろうと

いうふうな話はしていませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

副市長。

○副市長（金子 優君） この十何日にも理事会があります。そのときにそういう話も含めて提案をするというふうに今予定はしております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 多分地元としてもこういうB&Gぐらいと言ったら悪いのですけれども、のようなものの運営ができないようでは、これを財団に頼んでわざわざ真野からコントロールしてもらおうようなことでは地元で何もできないです。ですから、小木は小木、羽茂は羽茂で地元の人たちの力をもらえば絶対これはできます。

合併イベントですけれども、先ほど最初に言いましたけれども、私は給与のマイナス3%一律というのは、こういうやり方というのはまず民間企業はやらないです。私も31年会社において、一律何%アップというのはありましたけれども、下げるというのは経験もないし、そのやり方というのは一番やる気をなくすと思う。だから、モチベーションを上げるためには、それははっきり言ってマイナス10%の人もあってもいいし、下げないで頑張れという人もおってもいいので、そういうような形のものはずっとやってこないで、みんな仕事しても、しなくてもどうせ3%下がるのだ、上がるのだというような形になるので、市長の考え方だったらそうではなくて、信賞必罰で頑張る者はぼんと上げてもいいし、昇格させてもいいですし、もっとその辺のめり張りをつけないと今までのような行政の給与体系でどこもやっておいたらみんなだめになるのです。その辺のところを信賞必罰をしっかりとやっていく気持ちはないですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お断りしておきますが、我々は行政でございまして、一般企業ではございません。したがって、3%というのは一律にやらせていただいて、他の行政も大体そういう形でやっています。本当にこの人は10%上げる、成績がいいから、仕事ができるから、この人は成績が悪いから10%下げる、本当はやりたいです。そんなことはなかなかできない。かえってそっちのほうが問題が起きる可能性が高いのです。だから、そういう点で全体の流れを見た上で、余り評論家みたいなことを言うとそういう形になるのです。そうではなくて、全体を見た上でご質問いただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） そうすると、市長の仕事って本当におもしろくないですよ。ブレーンもつくれないと思います。実際表でそういうことをやれというのではないのです。気持ち的にはそういう形で2階級特進させる人もおるとかいうことをすれば給与は当然上がるわけでしょう。適材適所でしっかりこいつはこういう仕事が合っているから、ここへぜひ持ってきて頑張ってもらおうとかいうこともできると思うのです。そうでないと2年交代みたいな形で嫌になったらやめるとか、ここでもう2年たったし、あと1年で次はどこかへ行くのだろうしというような形になるし、特に合併してからの市の職員の方しか私は知ら

ないですけれども、暗いです。建物が暗いだけでなく非常に暗い。音楽がうるさいという人もおるとい
うのですけれども、昼飯どきに行くとはっと電気が消える。1階だけお客さんというか、利用者がおると
電気をつけるというのですけれども、みんな暗いところで黙々と飯を食っている。せっかくの愛妻弁当を
私の女房だったらあんなところで食われたら、色もわからん、味もわからんような状態で食っているわけ
でしょう。音楽もない。こんなのでいい仕事ができるわけがないです。都会のサラリーマンは、一番楽し
みは昼の時間なのです。昼の時間に、よし、きょうはどこの何丼を食おうとか、あそこの定食を食おうと
か、そういう楽しみがあって昼を待つのに、佐渡市の場合は何か一番苦痛の時間みたいに見えます。ぺち
ゃくちゃ、ぺちゃくちゃも音も立てれないぐらい静かで真っ暗なところで、年配の方はいいですけれども、
若い人たちにとったら私は本当にかわいそうで、これだと電気ついてからも仕事はなかなか一生懸命でき
ぬだろうなという気持ちもするし、音楽だって一日中つけろとは言っていない。昼の時間帯だけです。
昼飯でも30分電気を早く長い間つけてあげる、12時半までとか、そういうことを考えてほしいと思うので
すけれども、最後に答弁ください。仕事がしやすい。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それは、私としても市民にとっても一生懸命仕事のしやすい環境をつくって、一生
懸命職員が仕事するというの一番大事なことです。ただ、先ほど申し上げましたが、この3%というの
は一律でやらせていただきます。そして、私の頭の中とか心の中には、これは10%減だな、これは20%ア
ップだなというのがあります。したがって、これは若い人現にもうやっているのです。50過ぎて60近くな
ったようなのを課長にするという意味ではなくて、もう40代の後半から課長にしているというようなこと
もあります。そういうことも実践していきます。なお、BGM等あるいは明るく元気になるように、特に
若い女の職員等の意見を早速聞いて実践をしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） そうすれば、1日5万円でも安いものです。そう思うようになります。

ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で村川四郎君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時45分 休憩

午後 4時54分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大森幸平君の一般質問を許します。

大森幸平君。

〔6番 大森幸平君登壇〕

○6番（大森幸平君） 無党派の大森幸平です。通告に従い、一般質問を行います。

円高、株高が進み、輸出や消費が好調なことから、多くの大企業では業績が上向いています。企業が抱

える現金預金は220兆円、この1年間で14兆円ふえています。ところが、企業のもうけたお金は本格的に家計に回っていません。サラリーマンの平均給与は国税庁の統計でも、1997年度460万をピークに下がり続け、2012年には408万円で、15年間で60万円も減っているのです。だから、みんなが物を買わなくなり、それがデフレの大きな原因となっていると指摘されています。それがこのところは景気回復への期待から消費が好調に転じています。しかし、4月から消費税が8%になります。第一生命研究所の試算では、年収600万円で4人家族の家庭では年間約8万5,000円、年収370万のひとり暮らしの人で年間約4万5,000円の負担増になります。私たちの所得には復興税もかかっていますし、社会保障の負担も年々ふえ続けています。円高で物価も上がっています。これに消費税が乗っかると消費が一気に冷え込む心配があります。景気回復の流れが途絶えかねません。ですから、その前に企業の利益を家計に回し、消費を支え、そしてデフレ脱却への本格的な流れをつくろうと安倍総理も必死に経済団体に賃上げを要請しています。経済団体もその要請にできるだけ応えようと労使交渉を今しているところであります。この時期に佐渡市は職員賃金を引き下げようとしています。国の方針に反するとも言えるこの施策は、消費が激減し、経済に大きな打撃を与え、佐渡市は沈没してしまいます。この時期の賃下げは中止すべきであると考えます。以下について説明を求めます。

佐渡市将来ビジョンと職員賃下げ等について。1番、平成25年4月1日より佐渡市職員の賃金は県人事委員会に準拠すると聞きますが、賃金等に与える影響は何かお伺いします。

2つ目、組合に正式提案になる新聞報道についてと書いてあるのですが、市長が佐渡法人会の中で2014年1月23日日報の記事に載った内容でございます。

今回の賃金引き下げの労使交渉の経過について説明を求めます。

4番目、今日は安倍総理大臣を先頭にデフレ脱却、消費税対策として経済団体に賃上げを要請している。それを受け、経済団体はベースアップの容認も含め労使交渉しています。佐渡市がなぜこの時期に職員賃金引き下げをするのか、その根拠は何か説明を求めます。

5番目、佐渡市将来ビジョンの人件費削減目標は、平成25年度72億9,700万円の人件費を平成31年度までに62億8,000万円に約10億下げるとのことです。人件費の内訳の説明を求めます。

6番目、佐渡市将来ビジョンで平成31年度の職員数は1,176人とする、特殊事情の職員が普通会計で158人、公営企業会計ではマイナス7人とありますが、この扱いはどういうことなのか説明を求めます。

7番目、財政計画では年度ごとの人件費の目標額が決められています。職員の賃金はどのように決まるのか、その根拠の説明を求めます。

8番目、平成25年度定年退職及び希望退職者はそれぞれ何人でしょうか。

総務省は、合併算定替終了後の交付税算定の見直しの方向性を出しているが、その内容について説明を求めます。

10番目、佐渡市将来ビジョンの作成時点での交付税70億円を想定していましたが、その後変化はないでしょうか。

11番目、両津、相川病院において看護師さん等の流動が懸念されるが、病院運営等に問題はないか説明を求めます。

12番目、年金支給額が順次繰り下がり、65歳になると聞きますが、その内容について説明を求めます。

今年度3月31日で退職する人は、61歳まで年金が支給されないという中身で私は承知していますが、詳しく説明を求めます。

13番目、4月からは消費税が3%引き上がります。国も約5兆5,000億円の補正予算を組み、景気を刺激し、経済の腰折れをしないよう対策をしている。この時期に佐渡市の賃金を下げるとすることは国の方針に逆らうだけでなく、佐渡市の経済を沈没させてしまう。こういうことからして、4月1日からの実施は中止すべきであると指摘をしておきます。

2番目、人材確保、職員のモチベーション等についてお伺いします。1番目、職員の中には役職につきたくないという声があると仄聞しておりますが、実態はどうでしょうか。

2番目、この2年間で約120人の職員が退職及び退職を予定していると聞いております。その原因は何か説明を求めます。

3番目は、職務職階制度上の問題は起きていないかどうか。

4番目、このままでは来年度以降もこの傾向が続くと思うが、佐渡市はどういう判断をしているのでしょうか。

5番目、国は経済情勢の悪化に対する財政支出拡大を目的として約5兆5,000億の補正予算を決定しており、佐渡市も26年度予算で忙しい中、その対応も至急に処理しなければならない。この傾向は、この数年間続いています。予算規模は大きくなり、職員に想像以上の負担がかかっていると私は思っております。

6番目、希望退職者が異常である。人材育成、人災確保について本市の産業や地域の活性化には産業横断的、客観的な視点を持った人材が不可欠であると同時に、地域産業に精通した人材が不可欠である。このため、島外の企業や大学との人材交流の促進や島外企業や先進地域への研修を通じ、あらゆる分野での企画力、指導力のある人材の育成を推進するとしています。佐渡市の職員にもこのことは求められていますが、せっかく育てたとしてもいざ活躍してほしいときに職員が退職したのでは絵に描いた餅になります。今佐渡市が早急にしなければならないことは、佐渡市発展のために職員が一生懸命働ける環境をつくり、定年まで頑張ってもらうことが一番大切と考えます。そのため、今何をすべきか見解を伺います。

メンタルヘルス等について。厚生労働省ホームページによりますと、メンタルヘルスの扉を開くとストレスやメンタルヘルスという言葉をよく耳にするようになり、心の健康づくりは身近なテーマとなっています。しかし、心の病気についての理解はまだ十分とは言えません。心の病気にはさまざまな種類があり、その症状や治療方法も異なりますと書いてあります。心の病気で病院に通院や入院している人たちは、国内で323万人に上ります。平成20年の統計ですが、日本人のおよそ40人に1人の割合で、生涯を通じると5人に1人が心の病気にかかると言われております。心の病気は特別の人がかかるものではなく、だれでもかかる可能性のある病気です。いかにしてかからせなくするか、もし病気にかかった場合、いかにして治していくべきか、佐渡市の実態について論議をしたいと考えます。

具体的項目の1から20の問題については、これは担当している職員であれば一読すれば全てわかる問題でありますので、このことについては読み上げませんが、これを担当しているいわゆる監督者は誰なのか、実態を一番知っている人はどの係なのか、このことについての答弁は求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○6番（大森幸平君）メンタルヘルスに関係して、心の病気は本人が苦しんでいても周囲からはわかりに

くい特徴があります。私たちは、病気やけがをした人には無理はしないでねと自然に声をかけることはできます。骨折している人に重い荷物を運ぶことは頼まないでしょう。しかし、心の病気の場合は気づかないうちに無理なことをさせたり、傷つけたり、病状を悪化させているかもしれません。私たちみんなが心の病気を正しく理解することはとても大切です。心の病気にかかったとしても多くの場合は治療により回復し、社会の中で安定した生活を送ることができるようになります。ただし、早く治そうと思って無理をすると回復が遅れるということがあります。焦らず、じっくりと治す、この気持ちで臨むことが回復への近道と考えております。

最後に、メンタルヘルスをなくすため、佐渡市は今何をしているのか、今後何をしていくべきと考えているのか、これについて説明を求めて、本席からの発言を終了いたします。

- 議長（祝 優雄君） 今あなたが最後に言われたところの以下の説明というのでは答弁は残りませんので、そこは全くかみ合わないのです。
- 6番（大森幸平君） 済みません。では、ちょっと。
- 議長（祝 優雄君） ちょっとではなくて、そのところをきちっと説明をしていただかないと答弁と全てがかみ合いませんので、そのところの説明をきちっとしてください。答弁を求めるのであれば。
- 6番（大森幸平君） 私は、メンタルヘルスということについて総合的な立場で今佐渡市が何をすべきとしているかということについての答弁は求めますし、1から20についてはその説明の中で不足があれば一問一答の中でやらせていただきますので、そういう扱いにしていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（祝 優雄君） 大森幸平君の一般質問に対する答弁を許します。
市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

- 市長（甲斐元也君） それでは、大森議員の一般質問にお答えいたします。

地方交付税の一本算定となる平成31年に向けまして、将来ビジョンを見直したところでございます。そのビジョンに基づきまして、財政計画とか人件費の内容を記したものでございます。特に新聞報道というお話がございましたけれども、私としては523億もの大きな予算でやってきたものが5年、6年後に150億も落とさざるを得ないような今の計画であります。したがって、市民の方々からもご協力をいただかなければならない。そのためには、私どもも身を削ります、人件費のほうもやります、このことを申し上げたわけでありまして、決して先取りしたとかなんとかということではない、それを申し上げただけであります。

それから、もう一つは給与の問題であります。まず、自ら率先して給与を削減することにしておりますし、また副市長なり教育長もあわせて給与の削減をさせていただいたわけでありまして、削減に当たりましては、職員の仕事に対する士気の影響、消費税増税、地域経済の影響という点も考慮した上で労使交渉の過程において3%という削減率に至ったということでございます。また、給与の引き下げ措置について、医療職給与表の適用の職員を対象から除外いたしました。これは、医師や看護師などの医療技術者は配置基準が定められておりまして、不足することで経営に影響を与えることから、このことに配慮したものであり、反面看護師等のこれから不足をしているわけでありまして、採用に当たりましてチーム佐渡等を

活用しながら全体として確保対策に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

あと質問が多いわけで、そのことについては総務課長から説明をさせます。

次に、今後職員数が減少する中で管理職のリーダーシップにより、全職員が職務及び職場の課題を整理して、1人の職員に余り負荷がかからない、これは当然事務の改善等をしながら図っていかねばならないということは認識をいたしております。それを実現するためには、個人ではなくて係単位で物事を処理する、あるいは課の単位で物事をする、あるいは横断的な課の体制の中で相談をしていく、あるいは上司と部下とのコミュニケーション、この辺のところの風通しをよくすることが大事であるということでございますので、そういう意味ではそれに努めてまいりたいというふうに考えております。人材育成につきましては、今までも申し上げているとおりであります。今までも継続をし、階層別あるいは専門別に研修を進めてまいりたいと思っております。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

メンタルヘルスの問題であります。ストレスというお話がございました。ストレスは私自身が一番感じているわけですが、職場におけるメンタルヘルスの悪化というのは我が国におきましても官民、業種、職種を問わず、同じような傾向が生じているということは認識をいたしております。特に社会状況が目まぐるしく変化する中で労働者の受けるストレスは拡大傾向にあり、ストレスの原因となる要因は仕事や職場のほか、家庭や地域、あらゆるところで存在をしているというふうに思っております。したがって、心の健康づくりのために労働者自身がストレスにまず気づくことが大事であるというふうに考えておまして、早目にこれを処理する、対処するといういわゆるセルフケアの必要性を認識する、これが重要であり、そういう場づくりをやっていかなければならないなというふうに考えております。また、職場におけるストレスの要因があるとすれば、それは労働者自身の力でなく、全てでお互いに仲間を取り除くことはやっていかなければならないわけですが、しかしながらそう簡単にはこれはできないということも事実であります。事業者によるメンタルヘルスケアの積極的な推進が重要でございますし、職場における組織的かつ計画的な対策の実施が大きな役割を果たすものであるというふうに考えております。佐渡市においては、職場内の関係をつくっていく、隣同士がお互いにしゃべり合えるという雰囲気、こういうものがやっぱり必要だというふうに考えております。今後もメンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組んで、少しでも働きやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、詳細については総務課長から説明をさせます。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明させていただきます。

1点目の将来ビジョンの職員賃金引き下げ等についてでございますが、その中で平成25年4月1日より佐渡市職員の賃金は県準拠、県の人事委員会に準拠することになったが、賃金に与える影響は何かということでございますが、県準拠したことによりまして国公準拠よりも地域の民間給与を反映させた改定を行うことができるということでございます。

それから、佐渡市将来ビジョンの人件費の内訳及び特殊事情の取り扱いについてでございますが、財政計画の人件費につきましては平成31年度における標準財政規模の推計額約220億円をもとにして類似団体

等の水準を上回らないよう、予算規模に見合う適切な経費として算定したものであります。人件費の内訳を積み上げて試算したものではありませんし、ビジョンにおいては特殊事情による職員数は人件費に加味されておられません。

財政計画では、年度ごとの人件費の目標額をどう決めているか、交付税の見直しの方向性等についてでございますが、財政計画では標準財政規模に見合う人件費となるよう、段階的に縮減していく試算としました。合併上乘せ特例の終了に対応する交付税の見直しが進められているという現状でございます。

それから、平成25年度の定年退職者数の人数はということでございますが、今年度、平成25年度におきましては定年退職者は16名でございます。自己都合等の退職者等について合わせますと四十数名になるということでありまして。それから、平成26年度の3月31日で定年退職する人は、61歳まで年金が支給されないということでございます。これの説明でございますが、お見込みのとおりでございます。

それから、大きい項目の2点目でございますが、職員の中には役職につきたくないという人がいるということですが、私の中ではそういうことは承知はしておりません。

この2年間で約120人の職員が退職及び予定している原因はということでございますが、平成24年度でお答えしますと76人の退職者中、定年退職が27人で約35%であり、残り65%は家庭の事情や健康上の問題だと認識しております。

それから、職務職階制度上問題はないかということでありまして、現行の課制においては問題ないと考えておりますが、今後職員の年齢構成等を含め、検討していく時期が来ることは認識しております。

それから、来年度以降もこういう傾向が続くかということの質問でございますが、定年以外の退職者についてはそれぞれの個々の事情により退職していくものであります。行き先の傾向については、私は承知をしておりません。

予算規模が大きくなり、職員に負担がかかるのではないかとということでございますが、予算と職員の負担が必ずしも比例するということは思っておりませんし、事務の効率化やチームとしての業務を遂行することにより職員の負担は軽減されるものと考えております。

それから、希望退職者が異常であるというご指摘でございますが、定年退職と自己都合、家庭の事情や健康上の問題であるということを確認しているという現状でございます。

それから、最後になりますが、大きい項目の3つ目でありまして、メンタルヘルスの関係で最後のメンタルヘルスをなくすためには佐渡市の重点取り組みはどうかという質問で、あとにつきましては一問一答ということでございましたので、この点について答えさせていただきます。心の健康づくりを推進するためには、職員自ら自分のストレスへの気づきと対処法、自発的な健康相談などのセルフケアについて理解し、実施できることが基本となるように、またあわせて管理者の部下管理として部下の変調に気づき、相談、早期対応ができるようにしていくということが実践できるような研修を通じて今現在取り組んでおります。今後も職員に対してメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修や情報提供などを継続的に実施していきたいと考えております。研修でございますが、本年度におきましては2回管理監督者向けのメンタルヘルスセミナーを行っておりますし、職員組合のほうでもメンタルヘルスセミナー等を実施しておると聞いております。また、人事係の中に保健師がおりまして、メンタルの相談ということでありまして、そういう兆候があらわれる、見受けられるということがあったときにいつでも相談をできる窓口を開いており

ますし、その関係がありましてメンタルのほうも抑えられているところもあるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私は、国が市町村の姿の変化に対応した交付税算定についてということでの質問を含めておたつもりであります。それについて、財務課長のほうからその内容について説明をいただきたいと存じます。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 交付税の削減に対しまして、国のほうでも見直しについてその方向をある程度打ち出しをしてきております。さきの質疑等でも既に話もちょっとしましたけれども、平成26年度におきましては、まず支所関係の経費についての見直しがされるということが打ち出されております。標準団体に1つの支所当たり8,000人程度の人口に対して2.4億円という、ただしこれも3年かけて段階的に2.4億円ということでございますけれども、あとは2点目が人口密度、それから3点目は標準団体の面積の変更という大きな3つの制度、交付税の削減に対しての見直しという観点から3つの見直しが出ております。ただ、その影響額というものにつきましては、その計数等についての情報がまだ出ておりませんので、どの程度になるかというところが今のところ佐渡市に対する影響はちょっと未定ですけれども、ただそれがプラス要因として働くということは間違いございません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私は、5番目のところで人件費の内訳の説明を求めるということで述べたのですが、これについて説明を願います。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 財政計画において人件費の試算について、人件費の内訳ごとに積み上げたそういう試算ではないものですから、先ほど総務課長が申し上げたような積み上げて試算したものではないという説明をしたわけでございますけれども、ただ人件費の内訳の9割余りというものが職員給与、その他のものとして議員報酬でありますとか各委員報酬でありますとか、あるいは臨時職員、それから特別職というようなものがありますけれども、そういった内容になってございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私は、この問題については資料要求も請求して、それぞれどういう金額で支払われているのか説明を求めておるわけでございます、この中で議員に幾らとか、そういった形でしっかりと

答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 平成25年度の人件費の内訳で申し上げます。合計72億9,700万円のうち順にいきます。議員報酬手当1億4,500万、委員等の報酬2億5,700万、特別職4,100万、職員68億1,200万、臨時職員4,200万となっております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それで、6番目の問題でございますが、職員数については、これは特殊事情というようなことで説明をしておりますけれども、ビジョンの中で説明をされていましたが、この人数というのは佐渡市の今の実態を見たときにこういう数がないと佐渡市の行政を賄っていく上で必要なのだというふうに私は受けとめておったのですが、行政改革課長いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

将来ビジョンの見直しの中で、あくまでも平成31年の目標でありますけれども、前回の目標に比べまして上方修正をいたしました。それにつきましては、類団に比べて島ゆえの特殊事情ということで消防の体制維持でありますとか、支所等の出先機関、地域の拠点としての役割、そのあたり特殊事情が前回の計画とは大きく変わってきたということから、平成31年にはこれだけの人数が必要ということで計画をいたしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そこでお聞きをいたしますが、10番目に申しあげました佐渡市将来ビジョンの作成時点では、交付税が70億減るのだという想定のもとでつくられたビジョンだというふうに理解しておりますが、先ほどの財務課長の答弁の中で国もある程度対策をとってきておる、そういう中で来年度については支所等についてまず見直しを図り、3年間で2億4,000万というような金が総務省で表明されておりますが、来年度については8,000万を本庁を除く佐渡市の旧町村ごとに行政サービスセンターがあったとみなして、まず8,000万というものを出しますよ、ただしその算定については旧行政機関の1行政機関当たり8,000人以上ですよという、そういう規定が、細かいものについては総務省は7月ごろに金額について算定するというのは私も承知はしておりますけれども、そういった意味からしても来年度ある程度交付税が入ってくる、これはその後3年かけて8,000万、8,000万とふえていくわけでありますから、ある程度交付税が入ってくるということは私は明確になったというふうに思っているのですが、財務課長の見解をお伺いします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今大森議員言われましたとおり、まず2.4億円のうち初年度においては0.8億円、8,000万、これは1支所当たりのもので8,000万というまず標準的な支所のかかる経費として算入してくるというのは、国のほうからの情報でそれは承知をしております。あとは、それに対して実際の区域の人口がどうなのかという補正をかけて、さらに本庁からの距離がどうなのかという、そういう補正をかけて、それが8,000万が結果的にどうなるのかというのが今のところまずわからないということが挙げられます。それから、単純にその数字が交付税にプラスされるかのように考えてしまいがちですけれども、国の考えているところは、要はこれは合併算定替のところプラスするのではない、一本算定のところに加えるのだと。このことの意味するところはちょっと意味深なところがありまして、要は算定替と一本算定との差額の平成26年度においては10%を減額するということでもありますから、そうすると今の26年度導入する支所経費の上乗せ分が一本算定で上がったとすると、その算定替との差の結局1割の分ということですので、そっくりそのまま単純に交付税にプラスになるというふうには見てはおりません。ただ、そのあたりはことしの交付税の算定をちょっと見てみないとわからないところであります。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 財務課長慎重になるのは当然のこととは思いますが、私もいろいろ鷺尾事務所等を通じて調査していただきました。そういう中では、とにかく支所を維持するための経費として1億7,000万、その地域を発展させるためのお金として7,000万、計2億4,000万を1支所当たり見ますよ、そしてその根拠は8,000人以上は基本にしています。しかし、その後いろいろ調べてもらった結果、では人口が半分になったら7,000万が半分になるのかというような、そういうでたらめのことをする気は総務省としては考えていないというようなことも一応聞いております。そういった意味ですと、ある程度まとまった金が交付税に入ってくるというふうに理解をしておりますが、そういった意味からすると当初佐渡市が70億減するという形で見ただけの部分についてはもう既にかかなりの部分で乖離ができてきているのではないのでしょうかというのが私の見解ですが、これについて財務課長の見解を求めます。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 確かに今議員が言われたように、ビジョン策定後において今のあたりの見直し状況が明確になってまいりました。その与える影響額というものが今わからないというふうに先ほどもちょっとご説明申し上げましたけれども、平成26年度から5年間かけて段階的にとにかく縮減していくわけでありまして、それが平成31年に向けて今財政計画で見ている約70億の削減にどのぐらいのプラス要因になってくるのかというところの部分がやはり今の段階では見えない。まず、直接は平成26年度で落ちる部分、10%の落ちる部分についてどのぐらい戻りがあるのかというあたりのところを見ないと今後のことが明確にはちょっと言えません。ただ、今後の交付税の見直しというところであれば、議員が言われるように一定のプラスというものがかけられるだろうということは言えるかとは思いますが。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君）　そこで、先ほど11番の問題で相川、両津病院において看護師さん等の流動が懸念されるということで質問しましたが、今特殊事情の中でもマイナス7人というような数が出ているわけですが、病院関係ではある程度数が決まっているのですが、その人数は実際目標どおりの人数がおられますか。

○議長（祝　優雄君）　説明を許します。

両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君）　ご説明いたします。

現在のところ、25年4月1日現在で正職員の数ですが、123名ということであります。これは25年4月1日現在です。目標として計画に掲げているのは、133人ということであります。やはり看護師を中心として人数が不足をしているという実態はあります。

以上です。

○議長（祝　優雄君）　質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君）　いわゆる特殊事情の人間等も含めて、佐渡市が今後行政を運営していく上でこの1,176人というのは、これはしてもらわなければ困る数だということは私は確認できたというふうに思っておりますが、そこでまず事前に質問したいのが先ほど人件費の削減について項目ごとに説明をしていただきました。要するに佐渡市の人件費を下げるというのは、職員の賃金だけ下げればいいということではないというふうに私は理解をしております。そういった意味でいきますと、市長等は既にいい格好をして金下げればいいということで下げる条例も出しておりますが、私が地域の中でいろいろ話をするとおまえたち議員は幾ら下げると、そういう手厳しい反論がございます。そういったことからすると、私もちょっと言いわけに昔は60人おったのが今はこんなになりましたというようなことを言うてもみたのですが、しかし一般の人は最初から60人、それが間違えておると、おまえたちなんていうのは二十何人もおればたくさんなのだ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○6番（大森幸平君）　住民が言うたことを今言うています。そのくらいいればたくさんであって、おまえたちが議員の賃金下がったなんて言うこと自体が間違っておるということでさんざん私はやられた経験が何力所かございます。そういった意味からすると、全体で人件費を下げていくというこの方針は、やはり当然みんなで考えていかなければならぬことなのだろうと、佐渡市の議員の賃金は確かに低いことは低いというふうに統計でも出ておりますけれども、そういう市民感情というものは私は無視できないのだろうというふうに思っています。そういった立場でいきますと、我々の賃金を下げるといっては報酬審議会か何かで下げてもらおうのか、あるいは議員が独自に議案を発議して下げられるのかという問題しかないと思うのですが、そこらの問題については総務文教常任委員会が担当にならざるを得ないかと思っておりますが、私の意見を踏まえて議長のほうでそこらの取り計らいをお願いをしたいと思うのですが、議長においてよろしくをお願いをしたいと思います。

そこで、次に参ります。7%佐渡市の賃金を引き下げるといったときの理由の中に、やはり人件費との相違があるというようなことで説明をされたように聞いておるのですが、来年度約四十数人やめるとい

ことですが、仮に10人減ったとすれば30人実質減になるわけでありませんが、10人の職員の採用があるとすれば、30人と計算しますと、机上の計算でも結構ですが、財務課長、財政的に幾ら金が浮くのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

40人ということで10人が採用されたということで、30人ということになりますので、約2億1,000万になろうかと思えます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そこで、私が言いたいのは、職員の退職によって2億1,000万の金が浮くということもわかりました。交付税もある程度入ってくるということが想定されるということも確認をいたしました。それで、4月から消費税が上がる。この中で、やはり佐渡市の賃金3%下げると1億5,000万というふうに想定されているようではありますが、この1億5,000万の金が4月以降動かなくなる。今までさんざん消費税が上がる前にといいでいろいろ買い物をしたその反動が出てくる。そして、そういう状況の中で佐渡市の経済がほかのところは一生懸命何とか上げよう、上げようという中でそういう反対的な動きがあるとすれば、佐渡市の経済に与える影響、あるいは佐渡市のいろんな形での金の流れというものがとまってしまうという可能性を非常に心配しているわけですが、そういった形からすると、それは4月1日から職員賃金は下げるとい市長の意見もありますが、ちょっと時期が悪過ぎやしませんかと、これについて変更する考えはございませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 市の職員の給与を下げるということは、確かに地域経済への影響は皆無とは私は申し上げません。それはあることは事実だと思っています。しかしながら、先ほどから財務課長のほうで説明しておりますけれども、交付税が何か入ってくるということでありますが、とらぬ何とかでありまして、私はそういうものが確実に入った段階で考えていかなければならない。全然入らないとは思っていませんけれども、でもまだ不確定なものがある。したがって、そういう方向で31年に向かっているのだということとは、やっぱり我々は努力をしていかなければならないと思っていますし、もう一つ、私もいろんな市民の方々の話を聞いていると、やっぱり給料は高いということをいっぱい言っているのです。そういうこともありまして、やっぱり市民の方々にもご苦労をかけるわけでありますので、私どもは自らそれをやっていくという姿勢は貫き通していきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） この問題最後の質問をいたします。

職員はこれだけいる、予算はこれだけしかない、それで職員の数で頭割って賃金を決める、こういう手法で佐渡市の職員の賃金というのは今後も決まっていくのですか。そういうことが許されておるのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） そういうことは決まっておりますけれども、将来ビジョンの平成31年、150億も予算を落としていかなければならないという今事情の中で自らも汗をかこうということで、これは緊急事態なのです。そのことを職員ともども、だからこれ組合交渉も何回も重ねてきたわけでございます、そういう意味では一致団結をして取り組んでいこうという気持ちで今やっているわけでございますので、これは固定したもので何でもない、それはやっぱり緊急事態ですからやっているということです。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 固定したものでないということは確認をさせていただきますが、そういう論法でいきますとビジョンにある職員というか、人件費の総給料でもってそれ以上あり得ないというような論法であるとするならば、これは非常に問題があるのだということも私は指摘をして、この項の質問については終わります。

次に、人材確保、職員のモチベーションの関係について質問移ります。先ほど職員の中には役職につきたくないというような声があるというのは私ちょっと仄聞しておったものですから、総務課長に確認をしたのですが、総務課長はそういうことはないという答弁でございました。しかし、それはちょっと疑問が私自身は持っております。そういった意味からしまして、2番目における去年とことして120人からの職員が現実的にやめている。なぜそんなに職員がやめるのか、これはどういうことが原因かというふうに分分析をしておりますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

先ほど私は役職につきたくないという件につきまして、ないと言ったわけでありません。私は、承知をしていないと言っただけでございます。この2年間で約120人の職員が退職を予定しているということで、退職が多いということでございますが、先ほども申しましたが、定年退職がありますし、家庭の事情も、その中には寿等もございますが、そういう事情が加味されているということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 家庭の事情等でおやめになっている、そういう分析ということですね。それはおたくらの分析がそういうことだということで、私も説明はわかりました。職務職階制度上の問題は今のところないが、今後こういったことがあるとすれば見直すこともせざるを得ないという答弁がございました。私は、先ほど質問の中でも、やはりここ数年国の補正予算というものが3月予算でばっと繰入れて、繰越をして、それで早急に仕事をこなしていかなければならぬという、こういう実態が続いているということをお願いしました。これは間違いのない事実であると思っておりますし、やはり職員というのは予算も組まなければならぬ、国から言われたこともやらなければならない。しかし、国から言われたことはある程度順位が上の

ほうにあるというふうに恐らく考えているのだろうというふうに思います。そういった形からすると、佐渡市のいわゆる普通予算が執行されるのがどうしても遅れがちになっていないですかというふうに危惧をしているわけですが、こういう実態はございませんか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今議員言われましたとおり、近年経済対策が年を越しての経済対策の措置がされて、それによって市が3月補正で組んで、それをほぼ全額を翌年度に繰越して仕事をするというような状況が経済対策絡みの中で今行われてきております。確かにその影響もあって、次年度への繰越額での点から見た場合において、経済対策が打たれたときというのはどうしても繰越額がやはり多くなるという実態にはございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そういう実態であるというのは確認できたと思うのですが、やはりそういう中で職員は一生懸命やっているのですけれども、なかなか順調にいかないときもある。その中には洪水等で緊急対策、緊急の対応もしなければならぬというような形の中で、一般的に早くやらねばならぬ予算等が執行が遅れているというふうに私自身は認識をしているというより危惧をしておりますし、そういう実態もあるというふうにあちこちから聞いております。その辺は、これを言うとまた職員に迷惑がかかるということになるのでしょうかけれども、一生懸命努力をしていただきたいということは申し上げておきたいと思えます。そこで、希望退職が異常であるということで、それは個人の家庭の事情というふうに答弁がございましたが、しかし私はそれだけで本当に片づくのだろうか、いわゆる定年退職の2倍、3倍なり2倍半なりの人がここ2年間の中でおやめになっている。本当に家庭の事情だけでそんなにやめなければならぬことがあるのだろうかというふうに危惧をしております。ほかに原因がないかということで、いろいろ私も言われておるのですが、私たち議員が重箱の隅をつついたような質問ばかりするものだから、職員はそれに対応せねばならぬでやる気もなくなっているという話もお伺いはしてございます。それはそれで私たち自身が職員のストレスや何かをつくっているということは私も認識はしておりますが、しかし本当にそれだけなのだろうか、やはりそういったことはもう少し細かく分析をして、本当にこれから一生懸命働いてもらわなければならぬ、そしてその人たちが一生懸命働くことによって佐渡市の行政がスムーズに行く、この体制は何としても維持をしなければならぬと思うのです。私は、そういった意味で職員の皆さんにはいろいろな事情があっても定年までは頑張ってもらいたい、そして佐渡市を発展させてほしい、このことはお願いをしなければならぬというふうに思っていますが、市長はどう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員はそここのところばかりに力説しているようですが、私も力説します。私とても希望退職でありますから、これは希望されるのだから、どういう理由であろうともこれはしょうがない。でも、一人の職員に対して何回も、3年も4年もとめているというケースもあるのです。だから、そ

のところはよく、私も何もかんでもやめさせているわけでも何でもないので、その辺だけはひとつよく理解をいただきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 市長は市長でそれぞれ考えがあるでしょうけれども、私の気持ちはそういうことだということでご理解をいただきたいと思います。

3番目のメンタルヘルス等について移ります。先ほど最初のほう、ストレスというのは、人間生きていく以上必ずあるものですから、これはどうしようもないということで私自身も考えています。私が今こうやって一般質問をしている中でも私自身もストレスある。そういうことを考えれば、人間生きておる限りはストレスあるということで、だがそれが病気になるほど激しくなったらこれは大変なのです。そして、なった場合にはこれをいかにして治して一生懸命働ける体制をどうつくるか、このことが非常に大切であるというふうに考えるわけでございまして、そういった意味でいいますと本当にストレス、メンタルヘルス等にかかわっている管理責任者といえますか、担当課長といえますか、そういった主管する課はどこになるのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

佐渡市の職場環境の把握と改善の管理監督者は誰かという質問がございましたので、それにつきましては市全体でいえば市長になります。職場環境の全体把握という意味では、衛生委員会、統括管理者である私であります。個々の組織でいえば各課長ということになります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 最高責任者は市長だとしても、それは市長がそんな細かいことまで見れるわけではないので、実際的には総務課長なり各課の課長だと思うのですが、しかしそうはいいましてこれはいわゆる企業における法的義務ということが最近うたわれておるのですが、佐渡市についてはこれはどういうことになるのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

法的義務はあるかということでございますが、法的義務に関しましては2008年に施行された労働契約法第5条の関係でございまして、明文化されておまして、法的義務はあります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 法的義務があるということで確認をいたしましたが、では法的義務があるとするな

らば日常的にそれに対応する課長というのは総務課長になるのですか、それともほかに担当職員等がおるのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

先ほども申したように、衛生委員会等でもそういうメンタル問題については扱っております。その関係もありまして、統括管理者である私になりますが、私においても各課全部ということではありませんので、担当課長がそのあたりを把握しているものと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私が聞きたいのはそういうことではなくて、統計的に見ても40人に1人ぐらいの割合で心の病気を持っている人がいると言われているわけです。佐渡市の職員も約1,200人ですから、統計的に見れば三十数人おるかもわからぬのです。そういう問題があるとするならば、しかも法的義務がありますという中で、私は統括でやっておる、あとは各課長にお任せだというだけで済む問題ではございません。具体的にどういうことを職員に指導していくのか、どういう対応をやっていくのか、そういったことを企画立案するところはどこになるのですか。名前は要りません。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

それは総務課になりますし、人事系のほうで対応しております。先ほどの答弁でもさせていただきましたが、保健師等もおりまして、そういう兆候が見られるということ連絡を受ければ面談をいたしまして、ケアに努めているという状況でありますし、その関係もありまして、その状況の中で職員がとどまると、一生懸命働けるようになったということも聞いておりますので、効果が上がっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） いろいろ細かい問題がそれぞれ厚生労働省のほうで指導方針等が出ているわけですから、統計学的に見てもある程度の人数がそういうことで苦しんでいる可能性があるわけですので、そこらについてはしっかりと対応できる体制を組んでいただきたいというふうに、今も組んでいると思うのですが、さらに努力を重ねていただきたいと思います。

それで、パワーハラスメントという定義はどういうことでございますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

パワーハラスメントの定義はということですが、同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に業務を適正な範囲を超えて精神的、身体的に苦痛を与える、また職場環境を悪化させる行為ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） もう一点お伺いします。定義はわかりました。

それで、大衆の面前で恥をかかせるとか、そういった行為はパワハラになるのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

恥をかかせるという意味があれなのですが、本人も事情によってそうなったのか、それともそういうふうに通じたのかがありますので、そのあたりはわかりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私が聞きたいのはそういうことではなくて、パワーハラスメントの中にはこういうこと、こういうことがありますよという例が挙げられています。そういった中でいうと、みんなが見ている前で恥をかかせる、失敗を大きく取り上げて責めるとか、そういったことがパワーハラスメントになりませんかという質問です。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） そういうことであれば、状況はちょっと今の段階ではわかりませんが、なるかと思えます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） メンタルヘルスの中でこのパワーハラスメントという問題は民間企業等でも大きな問題になっています。そういった中で裁判もよく起きていますし、裁判によりますと何千万という補償を払えという判決も出ています。そういったことから、パワーハラスメントというのはあってはならないことですし、パワーハラスメントが起きやすい状況というのは職場の中で話し合う環境がないとか、意見を交流するような環境がないとか、物が自由に言えるようなことがないとか、そういったものが非常に影響するというふうにも言われています。そういったことを十分考慮されまして、これ以上といたしますか、そういったことが起きないようにしっかりと対応していただきたいということを申し上げます。

そこで、職場のストレス測定等を実施しているかという、これはやり方としてアンケート方式でやるとかいろんな形があるのですが、そういったことは具体的に行われていますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

ストレスチェックということですが、先ほど冒頭も職員組合と話をいたしました。職員組合のほうにもそのあたりは職員の管理をするのは私のところではありますが、お願いしましてメンタルセミナーの中で唾液によりますストレスチェックというのもやっております。その結果も聞いております。それから、私たちの自身ではありますが、ストレステスト自己評価というのを管理監督者向けメンタルヘルスセミナーのときにやっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そういう研修に行ったときやる云々ということではなくて、アンケートでこういった質問をするべきです云々というのが厚生労働省の方針の中ではっきりと示されております。そういったことをしっかりと調査をして、そしてその傾向がどういう傾向にあるかというのを分析をして、そういったことについてしっかりと対応を担当者がそれを分析をしながら、あなたはこういう傾向にありますよというようなものを、おたくらパソコン持っているのですから、パソコンの中で知らせていく等の方法もできるわけありますので、そういったことは私はしっかりやるべきだと思っておりますが、市長いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員も先ほどおっしゃっていましたが、やっぱりある一定のストレスというのは必要でありますし、それからストレスのかかり方というのは人間によっても違うわけあります。したがって、こうやって顔を見て、あなたストレスがかかっているかどうかということとはなかなかこれはわかりません。したがって、今議員がおっしゃるようなそういう客観的な判断ができる、こういうことは必要だと思っておりますので、私自身もそれを受けてみたいと思っておりますので、ぜひやらせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） いろいろ後ろで意見がございますが、これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で大森幸平君の一般質問は終わりました。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、明日午前10時から一般質問を行います。

なお、明日3月11日は東日本大震災から3年目に当たりますので、午後の本会議の再開前に黙祷を行いたいと思いますので、明日の午後の本会議には早目に参集されるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。

午後 6時06分 散会